

う。あるいは文部省としまして、きような行政手段をもちましてこれを是正するほか道がないとか、いろいろ言いはれはあろうけれども、これは結局直接には教育に關係するすべての面の、歸するところは町村君の言われたようなわが国の戦後の思想の混乱というところが大きな基礎になつておると思ひますが、いかにもその責任は、すべて教育に關係する者がひとしく痛感して、自贖しなければならぬ問題である、かように思ひます。

○町村委員 私どももこの法案を審査して参ります上におきましては、この法案が将来の日本の教育界にきわめて重大な影響を及ぼすであろうということ深く考慮に入れまして、きわめて真剣な氣持をもつてこの法案に對しておるのであります。私はただいま文部大臣が言われました通り、あえてだれの責任といふことを追究することは必ずしも妥当でないと思ひます。要するに戦後の日本人全体がこの問題を深く反省し、考えなければならぬという点におきまして、私どもも深くその責任の一端を痛感いたしておるのであります。そこで、この法案を審査するにあたりまして、いろいろな角度から検討を加えて参らなければならぬと思ひますのであります。昨日の委員会におきまして、日教組というものが今回の法案において最も重要な要素として浮び上つておるのであります。すなわち中立法の第三条によりますところの運動あるいは教唆というような事態を、日教組を通じて問議することとに相なつておるのであります。から、まず日教組の実際というものが深く究明せられ、明らかにされる必要が

あると思ひます。世上ややもいたしますと、日教組というものが非常な偏向の状態であるというやうな批判もあり、また必ずしもしからずという両面の批判があることは御承知の通りであります。従ひまして私どももいたしまして、まず日教組の實際がどういふものであるかということについて、究明して参りますことが、本法案の審議の上におきましてきわめて重要な要点をなすものであると考へるのであります。従ひまして、私はまずこの日教組の實際というものにつきては、文部大臣の御所見を伺つておきたいのであります。

去る二月二十四日の衆議院本会議におきまして、同僚田中久雄議員の御質問に對しまして、大臣は、「日教組は今日ほとんど政治団体である」とあるいは「日教組は、いわゆる勤務条件の向上改善を目的とする労働団体、あるいは教育の研究を志すところの教育者の団体」といふ面はもちろんであるけれども、同時にまた強い政治的偏向を持つ政治的団体である、かように言つてもさしつかえないと思ひます。日教組の掲ぐる主張、そのスローガンは、これを裏書きしておるものが非常に多い。いふに答をせられておるのであります。私はこれについてお伺いをいたしたいのであります。大臣が日教組をもつて政治的な偏向を持つ政治的な団体であるといふふうにお考へになるその根拠について、さらに具体的なお示しを願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 この法律案は、私別にわが国の教育の上に悪影響をもち、あるいは禍根を残すものとは考へておりません。基本法八条の精神がややとすると破壊されて行くおそれがあるから、それを破壊されないやうにする、こういう趣旨のものであるから、これを破壊しようとするものにとつては、まことに都合の悪い法律であるかもしれない。しかしそうでないものにとつては、何にも迷惑のかかる法律ではないと思ひます。

そこで、日教組はこの法律案と非常な關係をしておる、従つて日教組の實際を見きわめなければならぬ、こう言われることは、私はまことにごもつともであると思ひます。この法律案は必ずしも建前において日教組を對象にしておるものではありません。しかしながらこの法律案が施行される場合に、従来のことき日教組の活動が制約を受けるということ、これは当然あり得ることと私は思つております。現に今日この法律案に對して、まだ案がでないうちから騒ぎ立てて、反対運動を全国的に展開しておる、うして莫大なる資金カンパまでやつて、この反対運動の中心になつておるのが日教組であります。であるから、この法律が日教組に非常な關係をしておるといふことは、この日教組のこの法案をめぐつての動きに徴しても、これはきわめて明瞭である、かように私も考へます。従つて日教組がいかなる實際を持つておるかということについては、とくに御研究を願ひたい。これはこの法案の審議の上に重大な關係のあるものである、私もさう考へるのであります。ただししかしながら、過日申し上げましたように、私どもとしては日教組の實際をつかむことは必ずしも容易でないのであります。たとえば予

算書の一部見せてもらいたい、こういうことを申し入れても、これを日教組は断つたのであります。従つて、必ずしもこれを秘密団体であるとか、あるいは秘密主義であるとか、さういふことは私は申しませんけれども、どうもはつきりしない。本来文部省と日本の教職員の全部を網羅する団体というのは、密接な連絡をもつて、密接な話合ひをすべきものであらうと思ひます。あります。しかるにもかかわらず、文部省としてその実体はつきりつかめないといふことは、まことに私は遺憾に存しておるのであります。過日本会議場において、田中議員の質問に答へたうちで、日教組は實質的に法律的にはどうか知りませんが、實質的には、政治的偏向というよりも、むしろ一種の政治団体だということを私は申しました。私はさういふ思つております。日教組の掲げているところの主義、綱領といふか、スローガンを見ても、いわゆる平和三原則であるとか、その他たとえば反動内閣打倒、民主主義政權の樹立、こういうようなことを述べている。これは明らかに政治的な主張であります。これは勤務条件の改善とか、そういう問題じやありません。これは政治的主張、最もはげしい政治的主張であります。そうして日教組は、選挙のたびに公認候補者をつくつておるのであります。これもきわめて明瞭な事実であつて、これは日教組の文書によつてはつきり立証し得ることです。選挙のときに公認候補者を立て、それに選挙資金を応援をする、そういうものは、政治団体といふよりもむしろ政党であります。(一)それは日政連だ。日政連は届出をしてい

るじやないか」と呼ぶ者あり届出をしてもしなくても、實質において政党である、常識的には政党であることは、これははつきりした事実であると思ひます。日教組の書類によつて見ると、いわゆる平和闘争というものをしている。平和教育というものは、その平和闘争の一環として取上げられておるのであります。これは自分の政治的主張、いわゆる政策、これを推進して行くところの、日教組の言葉をかりていへば闘争であります。政治的な主張を掲げて、それを推進するところの活動をして、さうして国会議員の選挙のある場合にはその公認候補者を立てる。また教育委員の選挙のときには、これまた公認候補者を立てる。これは縦から見ても横から見ても、政治的団体である、かように私は考へておるのであります。

○町村委員 ただいま大臣の御答弁によりますと、日教組は政治団体であると自分は考へる、という御所見を御発表に相なつたのであります。が、私なども、従来日教組の實際というものをつまびらかにいたします機会をほとんど持たなかつた人間の一人であり、ただ選挙等を通じて、多少日教組というものが選挙に關与をしていふという点において、一種の政治的団体をはなからうかというやうな感じを、私も従来持つておつたのであります。私として一応伺つておるのであります。私もこの間から、一体日教組の基本的な活動方針というやうなものは、どういふやうなところにあるかということ、実は日教組が出しておられる文書に基きましていささか検討を

加えてみたのでございます。これによりまして、第十回大会の運動方針書というものによりまして今日の世界情勢というものに對する分析を見ますと、アメリカを戦争勢力であり、ソ連、中共を平和勢力であるというような考え方の現状分析に立つており、われわれは日本の独裁政治と独占資本の擁護、向米一辺倒の政治体制を打破して、勤労大衆の生活と平和を守り抜く政權の樹立のために闘う、こういうことをこの運動方針書に書いておるのであります。これはまさに一つの大きな政治方針というものをここに表明せられたものでありまして、大臣が政治的団体であると申されたその根底の中には、かような点もおそらく私は御指摘に相なつたことかと思うのであります。いずれにいたしましても、今日の日教組の動きというものが、もし大臣の言われるがごとく政治団体であり、また世間にも一種の政治的団体であるという印象を与えつつあるような状態であるといひますならば、この政治団体に対する政府としての従来の態度といふものについて、私はお伺いをしたいのであります。ただいまも、日教組は日政連というものと別個のものであるという声がかかつておるのではありませんが、私はこの日政連と日教組の關係というものはよくわかりませんけれども、いずれにいたしまして、もしこれが政治団体であるといひますれば、私は少くとも政治資金規正法その他によりまして、この日教組というものは届出をするというような措置も必要であり、また国家公務員法その他に對しましてもあるいは抵触する部分があるのではないかと、

こう思うのであります。それらのことが今日までほとんど放置されて來てゐるということは、必ずしも政府として日教組を政治団体と考へてゐなかつたといふふうにも解釈できる節があるのではありません。それらの点についてまず伺つておきたいと思ひます。

○大連國務大臣 從來別に政府側におきまして、日教組を政治的団体と考へて、そうして法制上の規制をすべきである、あるいはまたその政治団体に所屬する教職員が国家公務員法あるいは地方公務員法に違反をするとかいうことについて、確たる見解を定めたものはありません。ただいま申し上げましたのは、私は、現在の文部大臣として、日教組を、少くとも政治団体である——御承知のように政教は政策を推進することを本来の目的とする、こういうことに規定してあります。日教組がその本来の目的としてこれをやつてゐるのかどうか、これは日教組に聞いてみなければよくわかりません。本来の目的としてやつてゐるのではないかという点もよくわかれる節はあります。しかしこれは日教組に聞いてみないとわからぬ。ただ事實において政治的の団体であることは、これは一点疑いの余地はないと私は考へております。現に日教組の大会とかあるいは中央委員会等における日教組のその期間中の行動の経過報告というものをみると、その中には選挙闘争という一つの題目を掲げて、そうして選挙について経過を報告しておるのではありません。日政連はこれは政治団体として届出のある団体であります。しかしながら日教組も、日政連と日教組がもし別のものであるというならば、日教組の

経過報告の中に選挙闘争という題目を掲げて、これだけの候補者を公認したとかなんだかいうことは、いふぬことじやないか。『日教組のことは知らな』といふ言つてゐるが、よく知つてゐるな』と呼ぶ者あり。それは経過報告というものをよくよく手に入れたのです。これもくれない。これを見ると、日政連といふものはただ日教組がお面をかぶつた、その面でありまして、その關係はまったく異名同体と私は認めております。だから日政連が政治団体であるといふことを認めるならば、日教組自身も政治的団体であるといふことをみずから認めたものと同じであると私は考へております。

○町村委員 私はいまだいまお話の出ました日政連といふものと日教組との關係といふものについて、実はもう少し深く伺つておきたいのであります。あるいは日教組とは全然別個の性格を持つてゐる、また別個の主体を持つた日政連といふものがあるのか、それともただいまの大臣の御答弁を伺つておりましたと、ただ日政連と日教組といふものは、単に異名同身のものであるか、あるいは単に異名同身のような御答弁であるか、はたしてそういうものであるか、全然別個のものとして承知すべきものか、それともこれはただ看板が違つておるだけのものか、その点についての御所見を伺つておきたい。

の關係につきまして、日教組の文書によつて見れば、これがどつちがどつちかわからぬやうなふうに見える点は随所に現れております。たとえばこれは第三十回中央委員会経過報告書第六十三ページにはこれは——片言でありますが、『日教組は九月四日、日政連事務局長を派遣し事實を調査し、告発準備を進め』云々こうあります。日政連事務局長を日教組が派遣してゐるのではありません。それから同様なことは他にもあります。たとえば、『愛媛県日教組の連絡に接して、ただちに市岡日政連事務局長を現地に派遣、交渉に當らしめた経過』これは日教組の事務員であるかのことか考えられます。それから四十五ページには、『われわれは勤労青年教育振興法を立案……日政連議員により参議院に提案して聞いて進めた』われわれは聞いて進めた。この書類によつて見ますと、社会党左派といふ名前が出て來ません。そういう平和闘争とかあるいは選挙闘争とかいふ場合には、全部日政連議員団という名前が出ておる。そうしてこの日政連議員団といふものは、日教組が公認候補として推薦した人々であります。これは選挙当時の日教組の機関新聞を見ると、大きな字で、大きな写真を入れて日教組の公認候補としてこれを機関紙上紹介をして、そうしてその人の経歴と、その人の日教組の主張に對する支持の点を明らかにして、そうしてこの諸君を選挙に當選させなければいかぬ、こういうことが日教組の機関新聞に書いてある。大きな字で日教組公認候補……だから日政連と日教組といふものはどう見たつて異体同心といふのですか、どういふのですか、その

辺の關係は日教組に聞いてみなければとりきめはわかりません。しかしながらわれわれが日教組の文書だけを見てみると、別な団体であるはずの日政連の動きはみなわかるのであります。

○町村委員 私どもはその日政連と日教組の關係を今後法的にどういふことに考へて行くべきものかといふことについては、いずれまた他日伺う機会があると思ひますので、本日はこの程度にいたしておきまして、さらに次に先日国警本部から私どもに資料として御配付をいただいた『日教組内のグループ活動について』というこの文書について、文部省としての御見解を多少伺つておきたいと思ひます。この文書はまだ私もよく拝見をいたすことができないのでありますが、いずれにいたしましてもこの文書を拝見いたしましたの私どもの感じは、日本共産党が日教組工作といふものをやつておる、また別個の主体を持つた日政連といふものがあるのか、それともただいまの大臣の御答弁を伺つておりましたと、ただ日政連と日教組といふものは、単に異名同身のものであるか、あるいは単に異名同身のような御答弁であるか、はたしてそういうものであるか、全然別個のものとして承知すべきものか、それともこれはただ看板が違つておるだけのものか、その点についての御所見を伺つておきたい。

の關係は日教組に聞いてみなければとりきめはわかりません。しかしながらわれわれが日教組の文書だけを見てみると、別な団体であるはずの日政連の動きはみなわかるのであります。

○町村委員 私どもはその日政連と日教組の關係を今後法的にどういふことに考へて行くべきものかといふことについては、いずれまた他日伺う機会があると思ひますので、本日はこの程度にいたしておきまして、さらに次に先日国警本部から私どもに資料として御配付をいただいた『日教組内のグループ活動について』というこの文書について、文部省としての御見解を多少伺つておきたいと思ひます。この文書はまだ私もよく拝見をいたすことができないのでありますが、いずれにいたしましてもこの文書を拝見いたしましたの私どもの感じは、日本共産党が日教組工作といふものをやつておる、また別個の主体を持つた日政連といふものがあるのか、それともただいまの大臣の御答弁を伺つておりましたと、ただ日政連と日教組といふものは、単に異名同身のものであるか、あるいは単に異名同身のような御答弁であるか、はたしてそういうものであるか、全然別個のものとして承知すべきものか、それともこれはただ看板が違つておるだけのものか、その点についての御所見を伺つておきたい。

の關係は日教組に聞いてみなければとりきめはわかりません。しかしながらわれわれが日教組の文書だけを見てみると、別な団体であるはずの日政連の動きはみなわかるのであります。

○町村委員 私どもはその日政連と日教組の關係を今後法的にどういふことに考へて行くべきものかといふことについては、いずれまた他日伺う機会があると思ひますので、本日はこの程度にいたしておきまして、さらに次に先日国警本部から私どもに資料として御配付をいただいた『日教組内のグループ活動について』というこの文書について、文部省としての御見解を多少伺つておきたいと思ひます。この文書はまだ私もよく拝見をいたすことができないのでありますが、いずれにいたしましてもこの文書を拝見いたしましたの私どもの感じは、日本共産党が日教組工作といふものをやつておる、また別個の主体を持つた日政連といふものがあるのか、それともただいまの大臣の御答弁を伺つておりましたと、ただ日政連と日教組といふものは、単に異名同身のものであるか、あるいは単に異名同身のような御答弁であるか、はたしてそういうものであるか、全然別個のものとして承知すべきものか、それともこれはただ看板が違つておるだけのものか、その点についての御所見を伺つておきたい。

の關係は日教組に聞いてみなければとりきめはわかりません。しかしながらわれわれが日教組の文書だけを見てみると、別な団体であるはずの日政連の動きはみなわかるのであります。

は、彼らの運動方針、すなわち共産党の運動方針というものが、かなり広い範囲にわたって入り込んでいっているように私どもは見受けるのであります。すなわち「グループ指針、日教組第十回定期大会を開く」ということ、このころによりまして、「全グループは、各級機関の指導と援助のもとに、大会への闘いを強力に進め、「日教組」をこれから上まで民主化することによつて、それを戦闘的な労働に育て、……それを平和、独立、民主、自由を求める国民統一戦線の側に立たせ、労働同盟結成への組織者としての自覚を持った実践行動に入らせねばならない」ということをうたつていっているのであります。そのために当面私は次の諸点について留意してみなければならぬと思うのであります。たとえばこの中にこういうふうなことも書いてあります。「国民政府樹立への方針を打ちこむこと」「政治活動の自由」「政党支持の自由」の原則を確立することは、国民政府樹立への基礎的条件である。「平和と独立を勝ちとるための教育文化活動の理論と実践を高めねばならない」とあるいは「中ソとの貿易、文化交流、国交調整について、日教組をこの運動に参加させ、この運動を強め、掲げるために立たねばならない」と、かように共産党は言つているのであります。従いましめてこの共産党の考え方というものは、あるいは日教組の幹部の諸公は知らないうちに自然に浸透されているのかもしれない、あるいはまた意識してこれを導入している者も必ずしもなきにしもあらずではないかというふうに私どもは考えさせられるのであります。いずれにいたしましても全国五十数万人

の教員を網羅いたしておりますところのこの日教組に、共産党のかかる考えが浸透して参りますことは、私はまことにゆゆしい問題であると思うのであります。かような点については、国警当局が常に暴力革命を企図いたしております共産党の動向を常に視察をいたしておりますのでありますから、これはかなり信憑性のあるものと一応考へるのであります。この点については、全国五十数万人の教員を守る立場にあられます文部大臣といたしましては、かかる共産党の勢力を日教組内に浸透させないということについては、私は深くお考えにならないければならぬと思うのであります。まずこの点について御意見を伺つておきたい。

○大達國務大臣 日教組の内部に共産党がどれだけ浸透し、どれだけ根を張つておるか、またそれが日教組の現実の動きに対してどういう影響を与えておるかということは、私どもは非常に關心を持つておることです。しかし私どもとしては、ただ教育の場に現われた影響というものを対象として考へておるのであります。実際日共がどれだけ日教組の中に入り込んでおるかということは、私どもとしては調査をする手段もなし、またそこまで立ち入る考えもありません。従つて、私どもも同様に、今回の法律案に関連をして議員の方から要求されて出た資料によつて、初めてその実態を把握することができておるような次第であります。ただ、日共と日教組の活動との間にどういふ関連があるかということ、これは重大な点であります。日教組のいわゆる中央グループ指導、そ

れの日教組に対して働きかけておる状態がある程度わかつたのであります。これによると——これはすでにお手元に資料があることで、私もその資料に基いて申し上げるのであります。目標としては、反米、反吉田政府、反再軍備。その内容としては、基地の取扱い、米軍撤退要求、対中貿易、文化交流、それから日の丸、君が代教育に抵抗する、それから軍事予算を削減し平和的緊急政策に振り向ける、それから松川事件の無罪判決を要求する。その方法として、労働同盟の結成、それから学校の自主化、実力闘争、ストライキ、ゼネスト、統一団結、こういうふうな働きかけているように確かに見られるのであります。そこで、日教組の方針等を日教組の出しておる文書によつて検討いたしますと、これとまつたてく合致しておる面が非常に多いのであります。日教組の文書によれば、ほとんどこれと表裏をなすかのごとくに日教組の方針が掲げられておるのであります。これは日教組自身の独自の考えでそういうものができたので、共産党の働きかけとは無関係であるかもしれない。また、偶然的の符合であるかもしれない。ただ、符節を合するがごとき状態であることだけはつきり言へるのであります。それで、私どもの一番の関心事は、末端の学校の教育の面において、この掲げられた方針がどういふふうな教育の上に現われておるかという点であります。一昨日差上げました諸種の資料は、別に私どもが特別の方法をもつて集めた資料ではありません。黙つておつて入つて来た資料でございます。それによつてみまして

も、この末端における学校教育の実態というものが、これまでまことによく日教組の掲げておる方針に合つておるのであります。この間何らの連絡はないということはちよつと常識上考えられない、私どもとしてはこういうふうな思つております。従つて、私はこれはわかりません。私は日教組の内部におりませんからわかりませんが、外から見れば、日教組内部における共産党の考え方が、日教組そのものの主義、方針の上に影響を持ち、反映し、そうしてそれがまた末端の学校教育に影響を与えておるのではないか、こういうふうな深く感ずるのであります。

○町村委員 ただいまの大臣の御答弁によりまして、とにかく、日共というものが日教組に対してかなりの影響を持つていっているか、とき様相を呈しているという御見解を承つたのであります。私どももその点はかねてから非常に心配をいたしておる一点なのであります。もちろん、今日のわが國の憲法のもとにおきまして、日本共産党もまた合法政党として認められておるということはもとより当然であります。けれども、しかしながら、いかに合法政党でございまいしとも、日本共産党というものは、その思想の根底において、あるいは政治理念の根底において、われわれ民主主義の立場に立つ者とはまつた違つた世界観を持つておる、あるいはまつた違つた社会観を持つておるというところから、実は私どもは日本共産党の存在というものを重要に考えざるを得ないのであります。すなわち、もし日本共産党が、彼らがいわゆる民主主義でありまするならば、私どもは、その個々の政策がどう

いうものであるといたしましても、何らこれを懸念する必要もなければ、またこれを忌避する必要もないのであります。けれども、彼らの考えは民主主義にあらずして独裁主義であるということとを根底とし、社会の改良のためには暴力革命をもつてこれを断行しようという点におきまして、私どもとは、ものの考え、世界観におきまして、あるいは政治観において、根本的に考えを異にするのであります。かかる共産党の考え方にもし日本がなつて参るといふことはこれ以上のことではないと私は考へる。従いまして、今日、日本教職員組合の中に日本共産党の影響が少しでも入ることを私どもはおそれておるのであります。いわんや、今日の日教組の運動方針書その他を見ますと、相当の影響ありというに至りましては、私どもはこれを黙過して行くわけには参りかねると存するのであります。従いまして、今後日本共産党と日教組との間をいかにして遮断するかということ、今後の最も重要な問題であると思つておるのであります。これは、今ただちにここで文部大臣から御答弁を願ひましても、御明答を得るわけには行かないと存じますけれども、いずれにいたしましても、これは社会党の諸君といえども、もちろん共産党とは明確に一線を画するということを常に宣明せられておられます以上、この日本共産党の問題は超党派的に考慮いたすべき段階に來ているのではないかと、このことを私は考へるでありますが、文部大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

○大達國務大臣 りくつの上から言ひ

ますると、共産党が日教組の中にどれだけの人数いるかというようなことは、自由党がどれだけ、社会党左派が何人というと同じでありまして、それはわれ／＼が直接関心を持つべきことではないかもしれません。しかしながら共産党のいう民主主義といわゆるわれ／＼の考える民主主義と、これは言葉は同じでありまして、中身が違ふことは、私も御指摘の通りに考えます。それから平和という言葉も、これも共産党のいう平和という言葉と、常識でわれ／＼の考えている平和ということは内容が違ふようでありまして、日教組の常態に旗じるしとしておられる平和と教育あるいは平和闘争、この掲げておられる平和という言葉の意味が、一体どつちの意味の平和であるかは、これは非常な問題であると思つて、日教組もしくは日教組関係の文書によると、その平和という言葉は、ややもすればいわれる共産党のいう平和という言葉に当るのではないかとと思われる節があります。これは一、二指摘し得る点があるのであります。しかしそれはともかくといたしまして、私はこの法律案の立場を離れて、共産党というものがもし、日本に強い影響を与えたならば、日本の運命は暗黒になると思つておられます。(忌避すればいいじゃないかと呼ぶ者あり)それは別の問題です。

「非合法にすればいいじゃないか」人のことは言わぬでもいい」「共産党にかたくなて、自由党にゆいようなことをするから」と呼び、その他発言する者多し」

○辻委員長 御静聴に願います。

○大達國務大臣 その点は町村君と全

然私は同感であります。私個人の考えとしては、とにかく日本の教育、ひいては日本の子供が教壇を通じて共産党の影響を受けるというようなことが絶無であることを希望しておるのであります。

○町村委員 だいたい日本共産党に關します大臣の御所見の一端を伺つたわけでありまして、この問題は、ただいまもいろいろ御議論が出来ます通り、将来の日本のきわめて重大な問題に相なることかと思ひますが、これはこの程度で、私は論議を進めることを避けたいと思つておられます。

さらに私がもう一点伺いたいと思ひますことは、先般國務長官に對しまして、どなたからか、日本教職員組合の中に一体どのくらい明確な共産黨員がいるかという御質問がございましたが、これに對しまして、ある程度抽象的な御答弁を長官はしておられたのであります。私も数回は必ずしも多いとは思ひませんが、しかしこれらの方々の影響力がきわめて大きいという点において、私は非常な憂いを深くいたしましたのであります。私は、今日の日本の五十数方の教職員の大部分の方は、みないわゆる政治的な中立性、教育基本法の精神というものをしっかりと守ろうという考えをもつて日夜教務に精勵しておられるということを私はかく信ずるのであります。けれども、ただ遺憾ながら、先ほど来お話し出ておりました通り、日教組の中央の指導部の中に共産党の影響を受けた方が多少おられるといたしますれば、その日教組の指導方針というものが自然末端の教員に流れて参る。その影響がまつたくなければ、日教組がどうい

指令を出されようとも私は少しもおそれるものではないのであります。けれども、文部省から御配付をいただきまして各地における偏向教育の事例というようなものを拝見いたしますと、どうも日教組の中央からの指令なり方針というものが、最近に至つて各末端の先生方にもいろいろと多少の影響を及ぼして来たものがあるかと現われて参つたのではないかと。今日これを放置しておくことはできない。放置しておけば、ゆゆしいことになるといふ御見解のもとに、今度政府はこの法案を提案しようという決意をおそらくされたものと私は思ふのであります。この日教組が本来あるべき姿に立ちまゐるといふことについて、文部省としても真剣にお考えになる必要があるのではないかと。私は文部大臣と日教組の關係を冷やかに睥睨しておりました。ところが、大臣と先生との關係というよりも、何か労使のほげしい対立關係に立つていられるように感ぜられてならないのであります。こういうような事態にならざるを得ないというところに、今日の大きな問題があると実は考えるのであります。いづれにいたしましても、この日教組と文部大臣の關係というものがから考えますと、これは何とか日教組が共産党からの影響というものを、もつとなくすといふことについての御苦心がなければならぬはずだと私は思ふのであります。

私は先ほどからいろいろ資料を拝見して、調べておるのであります。が、たとえば世界労連の中の世界教員組合連盟が主催いたしましたいわゆる世界教員会議が開かれました際に、世界各

国から四十八箇国の代表が集まつたものであります。日本からも十数名の代表が参加され、その大部分は日教組の方が行つておられるのであります。この会議における日本の代表の発言は、世界的にもきわめて重要な影響のあるものだと思ふのであります。その報告書を拝見してみますと、私もにはふに落ちないことがかなり出ています。な感じにいたしたのであります。従いましてこれは見様によりましては、日本の実態というものを世界に對して誤つた方向に認識せしめるような事態も起つて参りますことは、日本の教育界のためにはなほ遺憾としなければならぬ問題であるばかりでなく、さらにかような考えを持つて行かれることになりますれば、国内におられる多数の日本の教職員諸君としまして、私はなほは不満ではないかと。私にはなほは不満ではないかと。いふような感じがいたしたのであります。従いましてこれらの世界教員會議に行かれた方々は、いわゆる日教組の幹部といわれる方々が大部分であつたように承知をいたしたのであります。しかもそれらにおきましますところの発言というものは、少くとも私どもから見ますれば、やはり共産党の影響をかなり受けたような発言をしていらつしやる。たとえばメーデーの事件といふようなものに対しまして、これを私どもから見ますれば、非常に歪曲された形においてメーデー事件といふようなものの報告をしていふような一節もあるものであります。かようなことは私ははなはだどうも残念に考えるのであります。いづれにいたしまして、日教組といふものは、よく世間では丹頂鶴といわれているのであつて、さ

ような点を裏書するような事態を相当うかがひ知ることができるとあります。私は今後文部當局といたしましては、日教組から共産党の影響といふものを何らかの形において拭拭することができぬなら、あるいは今回の法案といふようなものは提案せずとも実は済んだのではないかと。いふことを考へますときに、私はかような法的措置のみをもつては、かようなことはできるものではないと思ひます。そういう点について私は文部當局として、もつと積極的に日教組と日共との關係を遮断するという点について、この立法措置以外に何らかの方法がないのかという点についてひとつ伺つておきたいと思ひます。

○大達國務大臣 私も町村君同じように、大部分の先生たちは教育の上において中立を守つて、そしてすなおな子供を育てることを希望しておられると思つていられるのであります。しかるにもかかわらず、それが現実の教育の場においては必ずしもそうなつておられぬ。これは私も同様に、外から邪惡な働きかけをするようになつていふ、そのためにそうなつていふ、かように考えるのであります。従つてこの法律を提案いたしましたのも、かくのごとき日本の教育を歪曲して子供をゆがめようとする不都合な働きかけを阻止したい。こういうことは逆に申せば、それ／＼の先生方、自分のつばな考え方に基づいてつばな教育をしたい、そういうつばな教育をつくりたい。これは法律の第一条にもありますように、教員の自主性を擁護したい、こういう意味でございます。

これはいけない。これは明瞭でありま
す。これは倫理綱領の、中立というも
のは元来ないのだという考え方はま
ことに符節を合しているものでありま
す。教員は、ことに公務員たる教員
は、明らかに全体に対する奉仕者とし
てその公務である教育を行わなければ
ならぬ、これはきわめてはつきりした
ことであります。これが一部の階級の
みの立場に立つて教育を行うというこ
とであれば、これは明らかに建前に反
する不当な行動であると私は思う。こ
の点につきましては、私ももととして法
律をもつてこれを強制して云々をいう
ことはなか／＼できません。これらの
点につきましてはやはり教職員諸君が
自分で反省をせられるべきである。世
の中の輿論、良識というものはそれを
促してやまないものであります。

○町村委員 私はいささかにこの法案の内
容等につきまして、いろ／＼お伺いし
たい点もございますが、それは日をあ
ためてお伺いすることにいたしまし
て、本日は大体日教組というものの実
態について文部大臣の御所見を伺うこ
とにとどめたいと思うのであります。

最後に私一言だけお伺いしておき
たいと思うのでありますが、私どもこの
法案が提案をせられまして以来、たま
たま文部委員であるというふうな関係
から、いろ／＼各地の方面の方々から
の御陳情にも接し、あるいはお手紙を
ちようだいするというふうなことが実
は非常に多いのであります。ただそれ
らの方々のお話を伺っておりますと、
今回の法案というものの内容を十分に
正解せられた上でのいろ／＼御意見な
り御批判というものもあるものであり
ますが、私の接した範囲におきまして

は、どうも法の目的とするところ、法
の内容というものが十分に把握されて
いないで、ただ教員の自由というもの
が完全になくなってしまおうというよ
うな印象を持って、われ／＼のところ
に真剣に心配しておいでになる方がた
くさんあるものであります。もしこの法がそ
ういうふうなものであるとするなら
ば、もとよりわれ／＼はこれに對して
徹底的な反対をせざるを得ないのであ
ります。しかしながらこの法を私が拝
見したところでは、そういった極端な
内容を持つておるものとは、一応私ど
もには受取れなかつたのであります。す
れども事実世間に及ぼしております影
響というものは非常にはげしいもので
あります。この点は文部省といいたしま
しても、この法案の内容をもつと端的
に国民の前にはつきりと露呈をして、
そうして良識ある国民の批判をもつと
強く求められるということが必要であ
ると思うにもかかわりませず、今日ま
で文部省のとつておられた態度は、さ
ような点においては非常に消極的じや
ないか、それがために法案に対する國
民の正しい批判が起つて来てないとい
うような感じがいたすのであります。
かような点についての文部大臣の御所
見を伺つて、本日は私の質疑はこれ
で終ることにいたします。

○大連國務大臣 お話の通り、この法
案の内容がまだきまらぬうちから、い
ろ／＼な反対運動が起つたのでありま
す。従つてこの法案の内容とはまつた
く違つたことを前提として、それが世
間に非常に言いふらされた、これは日
教組がピラとかパンフレットを出して
言いふらしたのであります。これははつ
きりしておる。その關係で多數の教職

員諸君に非常な不安と動揺を与え、同
時に父兄大衆を通じて一般国民の間に
もこの法案に対する強い批判の聲が起
つたのであります。批判をするにもせ
ぬにも、まだ中身のしないものに對して
批判が起つたのであります。これは私
としてはまことに遺憾であります。日
本教職員組合はうそつばちを並べて宣
伝をする、かくのごとき態度をとられ
ることは非常によろしくない。これは
国民全体に不安を与えるものでありま
す。一体この法律のどこをさして――

教員の全部に對して、善良なる教職員
に對しても非常なる圧力を加えるので
あるとか、そういうでたらめな宣伝が
行われたといふことはまことに遺憾に
思います。私は町村君の言われるよう
に、一般にこの法律案そのものについ
て、その内容を前提としての批判が行
われることを希望してゐるのでありま
すが、すでに先だつて――これらはた
いへんな宣伝力でありましよう、とに
かく全国末端津々浦々に至るまで、五
十萬の教職員を動員しての宣伝であ
りますから、こういう事態になつて參
つて、これがために国民がもし正確な判
断を誤るということであれば、これは
まことに遺憾に存じます。どうぞ国会
におかれましては、この法律案が国会
に提出されてあるのでありますから、
この法律案の内容について慎重に御審
議をいただきたい、かように考えてお
ります。

○辻委員長 長谷川委員より関連質問
の申入れがあります。長谷川委員、簡
単に願ひます。

○長谷川(慶)委員 この法案について
心配しているのは何もひもつきの連中
だけではないのであります。そうい

う意味から簡單ながら具体的に一問一
答の形式をもつて御質問したいと思ひ
ます。

「そんな関連質問があるか」、「関
連なら自席でやれ」と呼び、その
他発言する者多し」

まず第一に、教育基本法第八條に
「法律に定める学校は、特定の政党を
支持し、又はこれに反對するための政
治教育その他政治的活動をしてはなら
ない」とありますが、なぜこのたび
のような法律案が出るようになった
か、その経緯を伺ひたい。

「それが関連か、内容に関連があ
れば関連質問だ」と呼び、その他
発言する者、離席する者多し」
○辻委員長 ちよつと連記をとめて
〔連記中止〕

○辻委員長 連記を始めて。

長谷川君に申し上げますが、ただい
まの町村君の御質問に直接関連の分だ
けにお願いいたします。どうかその
限度を越えないように……

○大連國務大臣 基本法の八條の二項
というものが規定されてあるのである
が、それで一応十分なはずである。そ
れをさらにこの法律案を出す必要があ
るか。それは、基本法の八條は直接に
特定の人を対象にして行為、不行為を
拘束してゐるものではないと思はれま
せん。教育の基本に關する原則を掲げた規定
でございます。これが守られていれ
ば問題はなないのであります。現状はこ
れが破壊される、もしくは破壊されん
と考へますから、この法律案
を提出してこの法律の趣旨を堅持し
て行きたい。先ほど町村君に答弁した
通りであります。

○長谷川(慶)委員 この法律案が通る

と、教員全体の政治的な発言の封じあ
るいは首切りが行われるというふうな
ピラ、パンフレットが、日教組を通じ
て、すでに法案が提出されない前から
全国的に宣伝されておる。おそらく最
近はやつてゐる飛行機を使う以外の宣
伝方法が行われてゐるやうにわれ／＼

は聞いている。そこでこの法案が通つ
たあとにおいて、はたして政治的発言
というものは封じられると思ふかどう
か。さらにまた教員の大首切りが行
われるかどうか。これらについての不
安はわれ／＼としてもひとしく考えら
れると思ふのであります。たとえば私
どもの手元に全国からたくさんちらし
ピラが来ておりますが、その一つある
る県の教職員組合連合会が出ておる
のを見ますと、今度法案がきまつてし
まえば、私たちが子供たちにどんなこ
とを教へておるか、おまわりさんや刑
事さんが教室に入つて来たり、子供た
ちをつかまえてノートを調べたりしま
す。こういうことがはたして法案が通
つたあとで行われるかどうかというこ
とを、ひとつ御解明願ひたいと思ひ
ます。

○大連國務大臣 ピラについては、大
体においてうそを並べてあるというこ
とは、しば／＼本会議場においても申
し上げた通りであります。この法律が
成立した場合に、警官が教室の中へ入
つて始終教室を監視するとか、あるい
はまた子供のノートまでも調べるとい
うようなことも書いてあります。この
法律が通つても、通らなくても、犯罪
というものはどこで行われるかわから
ぬのでありますから、その必要のある
場合に警官が教室に入つてということが
絶無であるとは言へません。これは當

然であります。家庭の中にも入つて来る。ことがあるのであります。この法律が通つたからといつて、しよつちゅう警官が教室のまわりをうろ／＼するとか、あるいは子供のノートまでみな調べるようになるという事は、うそと云わなくても、非常に誇大な言い方であつて、当然そうなるという事は私はないと思ふのであります。

○長谷川(峻)委員 最近いろいろ署名運動が行われておりますが、その署名運動の場合に、PTAなどの自発的なものはわれ／＼も了承するのであります。内容がわからずして——現に私きのう杉並区の自分の学校の先生に会つたところがあの法案には反対です。内容は読んだか。いや、反対という指令が来てるから反対ですというふうなことを言つておる。さらにまた署名運動についての一つの例として、従来教員が子供を通じての政治活動はけしからぬといわれておるのでありますが、最近職員自体が戸別訪問をして、この反対署名運動をとつておる、現に東京品川の高松中学においては、その通りやつておる、こういうふうなことは許されないと私は思ふのであります。今まで大臣のもとに反対の陳情あるいは激励の手紙が来てるような話が先ほどから出ておりましたが、一体反対の種類と、今まで大臣に直接に來ておる激励の内容などがどういふものか、それをお伺いしたいと思います。

とをされることは常識上好ましくあらざることであると思ひます。ことに自分の受持の子供を使つて署名運動をする、あるいは署名をとらせる。子供を使うなどという事はまことにけしからぬ、これはおもしろくないじやない、けしからぬと思ひます。それから激励の手紙のことですが、私のところには反対のはがき、電報、手紙、これは数知れず來ております。それから激励、賛成という意味のものも相當に來ております。数としては圧倒的に反対のものが多うございませう。これはほとんど全部が教職員の諸君あるいは日教組の名前が來るものであります。ただおもしろいことが一つあるのは、反対の方の多数の手紙は、大体地方々々で文句が一定してあります。それからこの反対の手紙はみな私の自宅に來るものでございませう。これは私は私の住所がこれはど全国津々浦々の先生方に知られておる、どこに住んでおるかといふことがよくわかつておる、このうで感心しておるものであります。それから「えい、えい、えい」と呼ぶ者あり。そういう状況を言へといふことであるから答弁しておるものであります。とにかく自宅に來るものは、ほとんど全部反対であります。非常にたくさんございませう。それから文部省氣付とか参議院内というふうなことで來る手紙、はがき——これは手紙が多いのであります。大体これは賛成と激励の手紙であります。

○長谷川(峻)委員 日教組がいろいろ運動をする、その中に政治活動については今まで政府当局からいろいろ述べられたので大体了承しますが、運動方針の一つ二つを見ますと、基地反対闘争をやつておる、あるいはまた映画ひろしま等によるところの文化闘争をやつておる、ところが映画ひろしまの問題一つを見ても、最近どこかの学校の先生でも、生徒を引率してあつちこちへ行つて映画を見せておりますが、(発言する者多し)その映画を文部省が認定する運動が委員会、審査会などに対して行われたと聞いておりますが、これを文部大臣がけられたようにも聞いております。それは日教組がそれほどもでに賛成し、彼らが資金を動員して、学校の先生を通じて生徒に見せたあの映画が、なぜ文部大臣において認定を取消されたか、あるいは拒否されたか、それらの点について御説明をいただきたいと思ひます。

○大達國務大臣 この映画ひろしまといふものは、御承知の通り、日教組が非常に金をかけて、いわゆる平和教育の一環としてつくられた大作であります。これを文部省に認定を申請して参つたのであります。これは教育上優秀あるいは有益な映画としての認定を申請して参つたのであります。その場合に文部省に参つたところの認定委員会におきましては、これを認定すべきものなりと一応委員会としては決定をいたしましたのであります。これはそのまゝ決定権を持つものではありませうのであります。実は私もこの映画は当時見たのであります。私の判断におきましては、これを教育上優秀あるいは有益な映画なりとするのはもつてのほかならと考へましたので、これは認定をいたしましたのであります。

○辻委員長 長谷川君、また機会を与えますから直接関連だけにして、通告者の質問がございませうから、きわめて簡単にお願いいたします。

○長谷川(峻)委員 私は、今日こういう法律案が出るようになったゆえんのものは、先ほど町村委員も、最後において触れられておりましたように、学校の先生方、全国五十五万の諸君が、ほんとうに自主的な行動を終戦以来の教育活動においてやつて来たならば、こういうことはなかつたのじやないか、私はこの法律案によつて中立性を保つていいますけれども、もう少し学校の先生方の自主的なものをやるような行動とその責任感といふものがあるか、かういふ方法がなぜできないものだらうか。かつて、少し古い話になりますが、尾崎聖堂先生——われ／＼議會政治家として大先輩であります。この人が文部大臣をしておつたときに、全国の中学校、小学校の先生方を集めて演説をした。そのときに、もし金の力というものが非常に大きなものであるならば、アメリカは共和国であるが、日本に共和制がしかれた場合には三井、三菱の力によつて、そういう諸君が大統領になるだらうという演説をした。これをその当時の反対派の諸君が非常に取上げて、尾崎文部大臣は日本を共和国にすると言つたといつて、これに反対して、とう／＼失脚せしめた。そのときに會議に出席をして演説を聞いた校長先生が、実はあのときの大統領の演説は、日本の場合には三井、三菱のような金持ちが全部支配した場合に、共和国になるといふ危険性を言つたので、大臣の演説が攻撃されたゆえんと大分違つておるといふうに話した。それに対して私が今でも尾崎先生の本を讀みながら非常に胸を打たれるのは、尾崎先生が、そのあとで、もしこれが諸外国であつたならば、自分の話は、尾崎文部大臣の話はそんなものじやなかつたと言つて、聞いた先生の一人か二人か三人かが、ある者は新聞に投書し、ある者は堂々とそういう論議に向つて闘いを交えてくれたであらう。しかるに日本の学校の先生方は、何と自主的なものがないのであらうか、それを自分は、文部大臣はやめたけれども、非常に将来の教育の前途を憂へるという話をしておつたのを、私は非常にいい教訓だと思つておるのであります。最終以来の今日、もし日教組の政治活動——大臣は先ほど、まさにこれは政治団体であるといふふうな面が來るに至つたゆえんを考へますと、もう少し今から先、先生方の自主的な行動を呼びもどすような、もつと／＼私は方法を、道を考へていただきたいと思ひますが、これに對するところの大臣の見をひとつお伺いいたします。

○大達國務大臣 これはひとり教職員だけではないと思ひますが、私は戦後日本人が一般に自主的な精神を失つて來ていふと思ひます。これはまことに遺憾にたえぬ。この日本人の間に自主的精神が作興しない限り、私は日本の真の意味の独立をもちとることはできない、かように思つております。私は日本の教職員諸君、ことに次の時代の國民を育成するその聖職に當つておられる諸君といふものが、自主的に自分の良識に訴へ、良心に基いて自主的な教育をされるということが非常に必要なことであり、今後國の礎を築く上の重大な要素であると思ひます。しかるに今日ややも

すると、これが一部の人の影響を受けて、自主的な教育が行われておらず、私はその通りに思うのでありませぬ。これはぜひとも教員諸君が反省自覚をせられて、さような一部の不当な影響のもとに支配されることのないようになり、これを常に念願してやるのであります。世間でよく日教組のことを丹頂鶴と申しております。これは私が名づけたのではない、世間がいつとはなしに常識的にそういうことを言いふらしておるのであります。その場合に私はこの丹頂鶴の人——かりにそれをほんとうであるとしますと、丹頂鶴といわれる、赤いといわれる人が腹を立てる必要はない。むしろ赤い以外の人々こそ、その世間でいう丹頂鶴という言葉だけからも反省をくみとつてもらいたいと思うのであります。わずかに一部の人々によつてからだ全体が左右されておるのかとく世間で言つておるのであります。これは多数の善良な教員諸君が自主性がないということと世間が言つておる。私はまづ赤でもまづ白でも、自主性の点からいえばいいと思う。ただ白とか黒とかいうものが、少しくらいの赤で左右せられておるやに世間で見ておる。それは明らかに日本の教員諸君に自主性がないうということとを言つておるのである。この法律を出すことも、この一部から来る不当な影響から解放して、教員自主性を回復したい、かように念願するからであります。

○長谷川(應)委員 国警長官に最後にお伺いいたします。

先日私菟美大島へ行つて来たのであります。というのは、従来日教組が選挙運動をやつて来たというのが日教組に對する一番関心の強い点であまりす。その菟美大島においてせんだつて日本に復帰して以来最初の選挙が行われたのであります。その選挙の際において、私は投票日に資料調査の意味において、わざ／＼国警の署長のところへ行つた。それは日本内地で終戦當時に行われたようなことが今日月遅れのレコードのように菟美大島において行われておる。これは明らかに許されないうことだと思つて、よく資料を調査の上で本部の方に提供してもらいたいということを私は言つた。私自身がこの目で見て、この耳で聞いたのでありますけれども、学校の先生諸君がトラツク五台、六台に、しかもトラツクの横には戦争に再び子供をやるなど書いて、メガホンで十五人、二十人ずつ乗つて社会党公認候補者の名前を叫んで歩いた。私はこれは非常に月遅れで、菟美大島の諸君が時代的にずれておる面をかわいそうに思ひましたけれども、こうした処女地帯において、なお今こんなことを指導的に行わせる者があることを非常に遺憾だと思つて、警察署に投票日に飛び込んで行つた。そうすると署長がいわく、実は共産党のこの辺のオルグからも攻撃を受けた。というのは、ある学校の校庭に先生と生徒を集めて、候補者をつつとこの社会党の婦人部長といひましたが、それが来て演説をしてゐるのを共産党の者が聞いておつて、これではあまりひどいといつて共産党の者さへも攻撃したのであります。あなたは調査を要求したし、片方の方も攻撃をする、こう言つておりましたが、その後私のところに来た資料によりますと、この二月二十二日に菟美大島において町会を開き、

中立であるべき教員がかかる状態にあつては、現在の先生方に安心して子弟を教育させることはできない。よつて町議会としては県当局に對し、教員の入れかえを早急に実施してもらいたいといふことを要望するといふ決議書までつくつてゐるのであります。私は一部あやまつた指導者によつて、その町全体の町議会にさへも問題になつて、その先生方の人事の異動が県当局にまで申請されるようなことになる。すなわちあやまれる指導者による学校の先生方の迷惑はこの通りである。しうしてそのあとはPTAと学校の先生方と対決しておるのであります。対決した模様も私の手元に入つてゐるのであります。私は一部あやまつた指導者による政治運動といふものが、こういうふうに大きく父兄と生徒と町全体の有志家にまで及び、しうして最後に心にもなく学校の先生方の身分にまで及ぼしておるという事例をここで見るのであります。かかる情報なり資料なりが国警本部なりに入つておりますかどうか、これを一つ質問したいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 政府におきましてもただいま長谷川委員のお述べになりましたような事情につきましても、私の方も大体似たように報告を受けております。選挙の際にトラツクに乗つて、いわゆる公職選挙法違反の形式犯になるようなことがひんびんとありましたので、署長は再三警告をしたといふ報告は前に受取りました。その後の情勢としていただいまおつしやいますような報告を受けております。

○辻原委員 ただいまの長谷川君の質問の冒頭の発言の中に、非常に不穏当な言葉があつたかと私は記憶しておりますので、その点委員長の方で速記録をお調べの上、適当に善処されたいと思ひます。

○辻委員長 承知いたしました。速記録を調査いたしました上しかるべく委員長におきまして処置をいたします。

○小林(信)委員 今の町村委員と文部大臣との質疑応答に関連いたしました多少お尋ねいたしますが、お二人のお話を聞いておきますと、今度の法案提出が、主として教員教育活動に多大な影響を与えるものが日教組であつて、これを何とかしなければ正しい教育が保たれない。しかもその日教組の主体というものが、共産党の多分な支配を受けておることを非常に大臣が強調されておるわけでございます。それで実態というものを大臣が相當に把握されておるようにお話の中からお伺いするわけですが、国警長官もいろいろ資料を提出されて、日教組の中に確かに共産党のあることを支持されておる。合法政党である以上、共産党員が日教組の中にあるとあるものであります。しかし日教組がはたしてその共産党の指示に基いて指示を下部に流すとか、それによつて日本の教員全体に影響を受けるのかといふようなことだけに断定することは、もしこれが事実である場合には、非常に教員に与えるものをわれ／＼は憂慮しなければならぬし、またもしそれが事実とするならば、これは非常に重大な問題であります。われ／＼国会といふようなものは、もつと大きな見地からこの問題を考へて行かなければならぬと思つております。従つて私はもう少し大臣

に真実というものを實際把握しておるかどうかが尋ねなければならぬのであります。国警長官等の国会における報告等を伺いますと、静岡県に行われました教研大会といふものを主として取上げられておるのであります。私たち教員自身から——私は教研大会に行つておりません。しかしそこへ行つた教員諸君からいへば、お伺いするところによると共産党の諸君がそこをオルグ活動をやられるといふことは、やはり共産党として自分たちの主義主張をあらゆる機会に、あらゆる活動を通じてしようといふことは、合法政党の当然のことなことです。それをやはりあそこの教研大会の場においても行われただけであつて、それがすぐ日教組と一体の形になつて教師大会の活動の中へ溶け込んで行くといふことでなくて、いかにしてか教研大会の中に——とにかく教員自体といふものはまださういふことには非常にふなれでございますが、しかも共産主義といふような一党一派に偏した支配によつてこの教研大会がなされてはならないといふ良心的な教員諸君の活動もあるわけなんです。それにいかに食い込むかといふようなことで、共産党の諸君も活動されるわけですね。さういふうちに現在の教育活動の中には、これに抵抗しよう、さういふものから脱しようといふ諸君の活動もあるわけですね。ところが国警長官の把握するものも、あるいは大臣の把握するものも、しかしてさういふ場所において公表されるものは、さういふような教員諸君の抵抗しようとするもの、あるいはさういふ不当な一党一派に偏しておるものによつて支配されないようにするといふ純真な動

きというものを、いささかも大臣は発表しない、国警長官もそういう点を披瀝しないということは事実と反したことである。そういうことをよく説明しないことは事実と反するわけです。そうすると教職員諸君は、この法律というものは、単に日教組あるいは教員諸君あるいは教育全体を共産主義の不当なものから守るのだという名目だけにこだわつて出そうとしているが、陰には何かあるのだという誤解を多分に持つわけです。事実そういう誤解が生ずるのは私たちも当然だとは思つております。そういう点で、大臣あるいは国警長官は、今まで国会においてあるいはこの委員会において発表された以外に、もつと教員自体においても、あるいは教組自体の中でも、そういう一党一派に偏したものの食ひることを阻止しようという活動のあることを御存じならば、ここで私は発表していただきたいと思ひます。

○大藏国務大臣 しばふ、申し上げるように、日教組の關係の会合の内部の状態というものは私もよくわからないのです。先ほど申し上げたように、教研大会というものにおいていろいろ議論がありましよう。その場合に、共産党的な考え方を結論づけようとする議論もあろうし、それに対して反対する考え方もあろうし、論争が行われておるだろうということは、想像できます。けれども実際それがどういふふうになつてゐるかはわからない。われわれの方でわかるものは、出て来た結論だけです。それはある程度はわかる。今度の静岡の教研大会については、まだ私の方ではわかりません。しかし先ほど申し上げたときにも話した

ように、国警の方の調査によるいわゆる日共の教育に関する考え方というものと、それから日教組の従来はつきり打出してゐる考え方というものとを並べてみると、この間に因果關係があるといふことは私もよくわからない、あるという資料はないのですから、しかし偶然の暗合であるかもしれないが、とにかくこれは表裏一体をなしてゐるのかどうかはよくわからない。そして次に、教育の現場における諸般の事実というものが、またその線に沿うた偏向した教育が行われてゐるようによ見受けられる。こういうことを話したのであります。

内部でどういふことを、どういふ人が支持する議論をして、どういふ人が反対をしたといふことはわからないのであります。私は表に出て来た結果について、暗合であるかもしれないが、同じような近接した關係がある、そこで常識をもつて判断すれば、日共といふものがやはり日教組にも相当影響を与えてゐるのではないかとと思われる、こういうことを申し上げたのであります。

○斎藤(昇)政府委員 お答えいたします。ただいまお尋ねになりましたように、共産黨のグループの活動に対して相当な反撃をしてゐる者があるじやないか、それを隠して一方的なことをおつしやいですが、私はすべて御質問に応じて受身で答えをしてゐるだけでありまして、たとえば日教組内のグループの活動方針と、日教組のきめられた活動方針とは、一体似てゐるかおらなにか、近接してゐるかどうかといううな御質問があれば、これは非常に近接しております、こうお答えをいた

すだけであります。ただいまの点につきましては、日教組の全国大会あるいは中央委員会、その部会等において、相当激論が闘はれたことも聞いております。いわゆる激論が闘はれたといふことは、グループのきめられた方針に対して反対だといふことで激論があつたものと私は思ふのであります。その結果、当初の案が修正されたり、その激論にもかかわらず、当初の案が何か知りませんが、グループの活動方針がそのまま織り込まれたというような結果が出た場合もあると思ひます。

○辻委員 ちよつと申し上げますが、国警長官は一時に所用があつて行かなければなりませんから、国警長官に対する質問を先にお願ひいたします。

○小林(信)委員 国警長官は、質問に応じてその所要なものだけをお答えをするのだ、こういう御答弁でございしますが、それは当然のことでも承しております。しかし今この法律には非常な反対があり、問題になつておるときなんです。政府並びに自由黨においては、あなたの方の立場というものを利用して、そうしてこれに裏づけをしようとすることは多分にあるわけですから、従つて、国警長官は単にそういうふうにお答えをするかもしれません。

が、しかしそれには今私が申しましたような一方的な影響があるわけですから、国警長官は質問に応じて答えただけだと言ふけれども、あなたの答弁のいかんによつては、端的に申し上げれば、教育者全体が侮辱されておるといふことすらいわれてゐるのです。だからあなたはそういう点につきましては慎重な態度をとらなければならぬと思ふのであります。従つて、今回この委員会に

対してあなたの提出した資料というものは、やはり委員会でもつて要望したものが、共産黨の日教組内における活動というふうなものについての資料だけでございますので、それに限られたわけかもしませんが、やはり各政黨とも、社会黨左派、社会黨右派、あるいは自由黨にも改進黨にもそういうグループ的な活動は必ずあるはずですから、そういうものに対しては調査をしておるかどうか、お伺ひいたします。

○斎藤(昇)政府委員 自由黨、改進黨等の党内における共産黨のグループ活動というふうなものは、私の方ではまだ探知していません。

それから、日教組内におけるグループとしての共産黨員の数を私数百名と申し上げておきましたが、正確な数字を調べて答えるようにということでございます。また、この機会にお答えをいたしておきますが、ただいまのところ、判明いたしておりますのは六百五十九名であります。

○小林(信)委員 私の質問しますグループ活動というものは、はつきり共産黨のように明白でないかもしらぬけれども、私はやはりそういうふうなものがあつたと思ふ。それから国警長官は、教員の個々の行動の中に共産黨的なものがあるといふことを列挙されてゐるわけなんです。やはりほかの政黨の、それと同じような政治的な意図を持つた教育活動というふうなものもあなたは御調査をなさつておりますかどうか。

ゆる非法法の組織、あるいは非法法の活動というものを、われ／＼治安の見地から調査をいたしてゐるのであります。従ひまして、それに関係のない点、またそれらの共産黨員の人がどういふ教育をしてゐるか、どういふ政治活動をしてゐるか、そういうことは私の方の關係しないところであります。共産黨の活動の中には、その大部分と申してよろしいと思ふのであります。が、きわめて秘匿された方法、秘匿された組織によつて、まづたく隠密活動によつて、いわゆる軍事組織あるいは軍事の行動、その準備というものもやつてゐるのでありますから、われ／＼はそういう意味でこの秘匿されてゐる面をどうしても知つておかなければ、治安の責任が果せない、そういう点からその地下の動きを見ておるのであります。

○小林(信)委員 国警長官の御答弁は、私もよく存じております。しかしこれがたゞ／＼教育の政治的中立性、あらゆる政黨の支配に属さないという立場からして、こういう問題があなたに要望されてゐるのであつて、やはりそういう見地からすれば、あなたの国会における答弁等によつて、何か一方的なものから国警の活動が支配されるのではないかと、この教職員の方たちの疑惑も生れて来るのでございまして、そういう点から私は申し上げたのであります。

さらに大臣に、先ほどの答弁に関連してお尋ねいたします。共産黨の諸君の意図というものが日教組に浸潤して、今それが下部にも影響しつつあるといふふうな場合に、この法律を制定することは最も必要なことである

んな数字が言えるのならば、われわれは千名といつても許せる、三百名といつても許せる、どこに信用できる数字があるか。国警長官の斎藤何が言うことだから信用せよ、あなた方はそういう腹かもしられせんけれども、聞く者から言つたこんな数字だけで信用できない。」「そんなことは何の自

由だ」と呼びその他の発言する者あり」とうかひとつこの問題は国警長官も責任を持つて……（発言する者あり）いやしくも共産党の指導に日教組の動きが近接しているのなら——聞いていればあなたは実に重大なる発言をしておる。その発言の根拠をなす資料の提出

を要求せられて、それをできないといつてトータルだけ申されて逃げるよ様な卑怯なことが、今日の民主的な国会において一体許されていいと思つてゐるのか、どうしても出してもらひたい。了承できない。それはだめだ。

○斎藤(昇)政府委員　私の立場といふことは、先着の行動が二つあります。

伸びておるから、この法案をつくつてくださいといつて私から提案しておるのではありません。従いまして、私の方といたしましては、共產黨の日報教内におけるグループ活動はどういう状況かと聞かれました場合に、私の方でさしつかえない限度で申し上げるものと

りほかにはやむを得ない、こう申し上げるのであります。

○小林(進)委員 私は決してあなたに法律をつくってくれと言つたなどと言つてゐるのじやない。けれども、反対の有利になるこの法案をつくつて、押えようとする、そういう連中が、

有利な目録組内のクルーフ活動とし
 ようなこういう具体的な資料を出す

らば……(社会党が出すと言ったから出したのじやないか)と呼び、その他発言する者あり)そんなことはどつちでもよろしい。資料を出すならば、やはりそれと対応するような数字を出すのがあたりまえだ。だれが要求しようとも、それほどまでに具体的な資料を提出し得る国務長官が、一体なぜこの資料を出せないのか。いいですか、この数字をどうしても明らかにできないならできない理由をまず聞きましよう。府県別、郡別、学校別、この資料によつてわれ／＼は初めこの法案審議の重大なる足場がでる上るのでありますから、この日教組内のグループ活動についてと同時に、数字を知りたいことは必要だ。どうしてあなたは出せないのだ。しかもあなたは、今の政府によつて警察法ができれば首になる。最近お払い箱になる。最後のおみやげだと思つてどうかお出しなさい。

○辻委員長 答弁はないようであります。前田君。

○前田(衆)委員 国務長官は答弁をされぬのですが、職務上出せないとおつしやる、これを無理に強要するわけには参りません。それで物は相談ですが、府県別くらいは出されてもよいのじやないか。あなたが出されぬとするなら、われ／＼はほかの方法で調査をしなければならぬと思うのです。ここでわれ／＼はほかの方法で調査をするということになる、この法案の審議に影響があると思う。できるだけこの法案の審議をスムーズにする点にも御協力を願いたい。なぜ府県別くらいでもやつてほしいかという点は……。(提出したらお前たちは賛成するか)と呼び、その他発言する者あり)日

教組の動きについている／＼政府当局から御説明があつて、これに對して与党の方からも質問の中に、日教組の内部事情を明らかにしろというような動きがある。それでわれ／＼の方としては、各府県別の状態がどうなつておるかということがこの法案を審議する価値判断の非常なポイントと思つておる。その点からせめて府県別くらいはほしいのであります。それをあなたはどうしたいと御拒否なさるのであります。

○斎藤(昇)政府委員 府県別を出しましてこの法案の御審議にという御意図はよくわかりますが、私の方は六百五十九名でこれ全部でございまして、言い切る自信はまだないのであります。従いましてまだわからないものが相当ある、こう考えますので、従つて府県別を出したいとしますことは、私の方の調査に支障を来す面が相当ありますので、この点は御容赦を願います。

○前田(衆)委員 どうもこつぱい千方なお話だと思つたのですが、全部でない、不確定な数字だから府県別は知らさないとおつしやるのであります。あなたのお話では全体の六百五十九名という数字もこれも不確定であるから発表できないのですか。あなたの方で不確定であるというなら、不確定だという数字で発表されたら、われ／＼の方は不確定だということを受取るだけであります。今あなたがおつしやるのは、これは全体の数字も不確定だというのだから、たいへん掛値もあるのだなと私は思つて聞いておる。だからそういう意味で聞くのだから、何もあなたはそういうように御遠慮なさらずともいいと思うのであります。が、われ／＼の審議の非常な重要な点であることを少しはお考えになつてくださつたらいかかと思つたのです。

○斎藤(昇)政府委員 不確定と申しましては、私の方ではつきりキヤツチをしておる、はつきりわかつておるのはこの点だけです。まだわからない点が相当あります。それは県によつて相当違うわけでありまして、そこでそういうものをいふと、どの県ではまだ捜査能力があまりないとか、どの県は非常に捜査能力があるとかいうようなことが暴露されますから、ひとつご勘弁を願いたいと思ひます。

○小林(信)委員 もう一つだけ伺ひたいします。この教育法案と警察法改正の問題とは、今回の重大法案で両者の間では非常に緊密な連絡をとられて、この重要法案を何とか早くあげようということから共同職線を張られておるのではないかと、思ふ点も多々あるのです。だから国務長官の方でもなるべく一辺倒にならないような公平な措置をおとりになる必要があると思つたのです。またそれを文部大臣の方でもあまり利用して、自分の法案審議に有利なような協力を求めるといふことも妥当性を欠くわけなんですから、御用心願ひたいと思つたのです。これは大臣でなくてかえつて与党の諸君に注文しなればならぬ点かも知れませんが……。

○大達国務大臣 個々の学術上の研究をするというところがこの法律に何も関係がないことは、これは法案に書いてある通りであります。これは学校の外から団体を通じて働きかけて来るということを対象としておるのですから、先生がどういふ研究をされようとも、それは何もこの法律に触れるところはないのであります。

○小林(信)委員 大臣のこの法案審議の仕方が、私の前も申し上げたのですが、二つの法律があるということをお話したのでありますが、特例法の改正の方は人事院規則によるとあるのです。こら辺も今後非常に聞きたいところがたくさんあるのですが、この人事院規則を讀むと、お互いの間でもつて話し合ひをする場合に、政治的な問題を話し合つたりしますと、これがやはり法によつて制約される点がたくさん出て来るわけなんです。そういう点も憂慮しますと、これはやはり絶対に政治的な検討も研究もできないことになる。従つてそういうときに先ほど大臣と町村さんとの話合ひのような問題がたつきやうに出て来るのではないかと、私こいうのはさしつかえないとお考えになるのですか。

○大達国務大臣 これは小林さん一人の御心配じやなくて、そういうことは一切できなくなるといふようなことを、しきりと宣伝されております。しかし小林さんがただいま申されましたやうなそんなことはないものであります。これは特例法の関係にいたしましても、現に国立大学の先生方が非常に研究もされておる、また意見の発表もされておる国の政治の問題について、この国立大学の先生が今やつておられるのと少くとも同じなんですから、この法律ができたために、公立学校の教員諸君が研究の自由を失つたり、発表の自由を失う、そういうことはあり得ないのであります。

○小林(信)委員 たとえば汚職とか賄賂とかいふ／＼な問題が出て政治が混乱しておるといふやうなときに、先生方の教育活動というやうなもの、多分にこつちの問題に教材等も触れて来るし、社会科学等の授業の中でも問題は多々出て来ると思ひます。そういう場合に、これは自由党の今までのやり方が悪いのだとかいふやうな話があったま教員室内で出るやうなことがあります。それが教職奨励の方々に触れるか。これはやはり今後検討をしなければならぬところなんです。それから派生して、授業等におきましても、多分にそういう点が出て来はしないかと思つたのですけれども、そういう教育活動というものが全然なくなつてしまふという点があると思つたのです。やはりそこは教員諸君あたりが日本の将来といふやうなことを考えたときに、現在経済的な問題、あるいは政治的な問題、そういうやうなものがあるやうに糾弾されなければならぬやうな状態にある場合、そこに教師の情熱といふものが加わつた場合には、当然政界に對する批判とか、あるいは政界のこれに食ひ入るものに対する抵抗とかいふやうなものが行われて、やはり先ほどお二人の話合ひの中にありました政界のこれに對する不当干渉といふやうなことが

行われると私は思うのです。こういうことは教師の情熱というものをなくすとか、研究的な意欲というものをなくすというもので、かえってその間に乗じてあなたの憂慮するような政党的侵入ということがあると思うのです。これは絶対にないというわけですか。

○大連國務大臣 先生方がいろいろ互いに議論をされ、その間政治的の活発な批判が行われる、こういうことはもちろんあるだろうと思います。これは何もさしつかえないことであります。先ほど申し上げましたように、国家公務員と同じ制限に服するのであります。具体的場合々々についてこれはその法律に照して判断せらるべきであつて、政治上の意見を交換し合うとかいうようなことが何らさしつかえないことは、ただいま申し上げましたように、国家公務員の場合と同様でございます。

○辻委員長 暫時休憩をいたしまして午後二時半から再開をいたします。

午後一時十八分休憩

午後三時十四分開議

○辻委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

教育委員会法の一部を改正する法律案、教育委員会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、学校教育法等の一部を改正する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の五案を一括議題とし、質疑を行います。前田榮之助君

○前田(榮)委員 まず第一に教育委員会法の一部を改正する法律案並びにその

の施行法の改正案についてお尋ねする次第であります。

わが党は、地方教育委員会については大都市には委員会設置をすべきであつて、行政規模の小さい町村はある一定限度の規模を設定いたしまして、そこに民主的な委員会を設置することが適当なりという考えを持つておるのであります。本改正案の提案者は任意であります。こういうお考えのようであり、すなわち国民を信頼されて、国民みずから教育委員会を置くべき事情にあるかどうかというのを判断して、自主的に決定すべきことが民主的な委員会を健全に発達させるゆゑである。こういう考えのもとにやられておるのではないかと、思ふのであります。そのほかにもどうしても任意設置でなければならぬという事情が何かあるかどうか、お聞かせを願ひたいと思ふのであります。

○辻委員長 ただいまの質問は、昨日坂田委員から御質問のあつた点と内容は似ているのでありますが、任意設置であるといふのが、いまだに理由が、昨日も申し上げましたように、將來にわたつては地方教育委員会の制度といふものは、やはりできる限り広域性を持つといふことが望ましい。しかしながら現在の段階におきましては、すでに教育委員会が選任せられて、現在中には財政負担の問題や、あるいは人事その他の面においても、努力によつて克服して相当の実績を上げてゐる、そうした教育委員会も認められるのでありまして、これをただちに法律でもつて全部を廃止いたしますことは、そうした教育委員会、あるいは当該町村

の住民の期待する意思にも反する措置であるとも考えられます。また一面法的に申しまして、公選によつて選ばれたその委員をただちに法律でもつて廃止するといふことは、若干疑問な点もあると存じますので、そうした点を考慮いたしまして、やはりそれだけの当該教育委員会の存続については、最も教育委員会についての内容なり、その地域の教育に理解を持つておる地方住民の意思、具体的にはこの住民の意思を代表しておるそれらの議会の議決によつて、住民の意向といふものを明らかにして、その決定に従うべきである。こういうような方針をここに申上げておるのであります。先般も申し上げましたように、基本的な方向が御指摘になりましたように、やはり教育委員会の制度をいたしましては、規模は現在の市町村の区域、あるいは財政の規模、こういったものが不適当であるといふ考えを持つておりますので、少くとも五大都市、これ以下の町村におきましては、それらの実情を勘案いたしまして、当面は任意設置といたしまして、將來はやはりこれらも廃止する方向にわれ／＼として考へております。

○前田(榮)委員 町村の財政規模が小さいことから、現在の町村に全部教育委員会を置くことは、提案者のお考えでは反対のようでありまして、今政府がとつておる全部の町村に置くといふ進め方について異論があるから、かかる改正案とお出しになつたのだと思ふのであります。そこで町村財政規模の点でございますが、現在露骨に現れておる点は、主として教育長の有資格

者が適當に求められないということ、これはすでに問題になつておりまして、前の国会においても臨時措置をとつたようなわけなのであります。これは文部省の方でもよろしいのであります。現在教育長で助役の兼任は幾人あるか、有資格者で教育長を求めおる町村は幾らあるか、数がわかればお知らせを願ひたいと思ひます。

委員長にお願ひ申し上げておきたいのであります。議員提出案だから提案者だけおればよいというお考えであらうと思ひます。もちろん提案者はそれらのことも研究し、責任を持つて出されておることだと思ふのであります。議員提出案にいたしまして、大體文部省関係の法律案でありますから、その法律案が通る通らぬにかかわらず、もし通れば議員提出案でも文部省が取扱うのでありますから、その関係の資料や、いろいろな関係がありまゝの、ひとつ出席をさすようにお願いを申し上げておきます。

○辻委員長 とりはからいます。

○前田(榮)委員 それでは地方教育委員会の問題はあとまわしにいたしまして、市町村立学校職員給与負担法の一部改正案についての御質問を申し上げます。

市町村の関係で、幼稚園の職員の問題であります。幼稚園の職員の重要性と申します。今日の幼稚園教育が義務教育、小学校教育との関連性から申しましてきつて重要な問題である。その重要な問題を取扱つておるの幼稚園の職員給与というものの取扱ひが、きつて貧弱な予算で取扱はれるために、實際地方で困つておる点は御承知の通りであります。これ

ら公立の幼稚園について現在国庫からどの程度の国費が補助金等において出されておるか、その点おわかりになつたらお知らせ願ひたいと思ふのであります。

○辻委員長 現在公立幼稚園について国庫からどの程度補助金が出ておるかという問題であります。これは政府の説明員から御説明いたした方が確であると思ひますが、私の調査いたした範囲で御説明申し上げます。大體ケースが三つにわかれておるやうであります。一つは、従来の昨年までの平衡交付金、この中に主として、これはもちろんひもつきではございませんけれども、市町村に対する財政交付金として、給与その他の経費が見込まれておる。いま一つは施設に対する補助金で、二十八年度の予算を例にとつて申し上げます。設備においては約四百七十万円、施設の面においては五百万円、合計約一千九百五十万円、合計約一千九百五十万円と御理解をいただけばいいと思ふのであります。この施設といふのは校舎その他の建物に対するものであります。設備は内容の設備のための援助費であります。その程度しか出されておる。交付金につきましては、これは算定の基礎その他が非常に複雑であります。で、明確に幾らというものは、ただちに御回答申し上げることができません。追つて資料によつてもお知らせいたしたいと思ひます。

○前田(榮)委員 全国的に見まして、公立の幼稚園あるいは私立の幼稚園等の振興を阻害しておるものが、給与にあるのか、あるいは幼稚園の施設にあるのか。こういう点はきつて重要な点だと

思うのでありますが、その点について何かお考えがあつたらお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○辻原委員 どちらにその原因があるのかという点のお尋ねであります。私の考えでは、やはり経費の最も大きな部分は、職員に対する給与費その他の人件費でございまして、この点が小さな町村の財政によつてまかなわなければならない、かように現行が相なつております。関係で、この点に對する教員の待遇が、義務教育小学校の教職員の待遇と比較して見た場合には、非常に大きな差があるのであります。従いまして、せつかく教職員の免許法その他においては同じような取扱ひと同じような資格を持たなければ、幼稚園の教員としてその教育に携はることができないといつたしておりながら、資格に對する待遇の面においては非常に劣つてゐる關係で、幼稚園の教職員の確保あるいは質的内容の向上、こついつた面に非常に阻害を受けてゐる。もちろん施設あるいは設備、こついつた点におきましても非常に不足をいたしておりますけれども、そのことよりもさらに給与負担の面が非常に大きな隘路となつておるのではないかと、かように考えておるのであります。

○前田(榮)委員 そういたしますると、給与の改善を行わなければならぬことに相なるのであります。現在公立の幼稚園はどのくらいあるのか知りませんが、公立の幼稚園はどの程度ありまして、そして公立の幼稚園としてこれはどこにどのくらい優秀なる幼稚園があるかというようなことは、主として文部省の方でなければ無理だと思ふのであります。文部省の方でおわかり

の方がここにおいてになれば、お知らせを願ひたいと思ふのであります。

○辻原委員 詳細な点につきまして、先ほど御要望のありましたように、文部省の政府委員の方からあとでお答えいたしますが、大体概観を申し上げますと、私の調査いたしております範囲では、非常に公立幼稚園の制度が、一般に認識を持たれ発達をしてゐるのは、主として大ざつぱに申し上げますと、関東以北よりも関西の方にその認識の度合が深い。特に果別にこれを考へてみました場合には、もちろん都市は一応別であります。普通の府県におましては、あるいは四国における徳島県であるとか、あるいは愛媛県であるとか、こついつた地方におきましては、他に見られないようないわゆる町村立の幼稚園が発達をしておりますので、その辺のところには、非常に一般が持つてゐる幼稚園といふものの考え方は異なる。幼稚園に對する新しい認識が生れておるということをおし上げておきます。

○前田(榮)委員 町村立幼稚園については非常に貧弱なものもあつて、われわれ議員もずいぶん陳情を受けるのであります。この公立の幼稚園とそれから案外私立の幼稚園で非常に成績のいいものもあることは、私の郷里の方でもいろいろ調査をいたしてみまして、非常に感心いたしておる点なのであります。これらの給与は、前に御説明になつたように、小学校職員との比較において現在おそれる問題にならぬ程度であるやうであります。現在の予算をどの程度か増額したならば私立は補助金が増額され、あるいは町村立の幼稚園は平衡交付金の増額等が要求されるこ

とと思ふのであります。現在のこれらの予算をどの程度まで引上げたならば大体小学校職員と似たり寄つたりの程度まで行くとお考えになつておるのでありますやうか。

○辻原委員 予算のトータルで申しまして、この点御理解が行きかたいと存じますので、先ほど申し上げました義務教育の教職員との間にこの程度の差があるかということ、これは私もその調査でありまして、あるいはその他の調査と比べて若干食い違つてゐる面があるかもしれませんが、現行のベースにおきましては、その落差が平均約五千円程度となつておるのではないかと、従いましてその程度の個人当りのいわゆる平均単価をカバーいたしてやりまさんと、その間の均衡がとり得まないと、さつき申し上げましたやうに、資格におきましては、これは教職員の免許法においては一応小学校の教職員とほとんど同等の研修と基礎資格を要求せられておりますので、資格とそれに対する待遇といふものがマツチいたしております。その点が非常に問題なのであります。そのときは予算的には単価においてその程度をカバーすればはば均衡がとれる、かように考えておるのであります。

○前田(榮)委員 これは文部省の緒方局長にお答えを願つたらいと思ふのですが、義務教育は御承知の通り半額国庫負担給付をやつておるのであります。現在給与の面で、この義務教育職員と町村立の幼稚園職員との国庫負担率といふものはどうなつておりますか。それは額ではちよつとむすかしと思ひますが、大体半額程度になつておるかどうか、これをお聞かせ願ひ

たいと思ひます。

○緒方政府委員 幼稚園の職員に對しましては義務教育国庫負担法の対象にはなりませんので、もちろん半額国庫負担といふものはございせん。ただ先ほどお話があつたのであります。特別平衡交付金といふものを算定の中にに入れておりました。それによりまして中央の財政としては考へて行きたいと思つております。

それからちよつとこへ出て参りましたので、先ほどお尋ねがあつたやうであります。教育長の数につきまして申し上げます。これは昭和二十八年十月十五日の調べであります。専任教育長の数は三千五百七十七名、それから兼任の教育長が三千八百十八名、合計いたしまして六千八百七十五名になります。それからそのほか事務取扱、これが二千七百七十七名でございます。合計八千六百五十四名ということになります。さらに詳しく申しますと、専任の中の内務の専業をしておりますのが二千五百九十名、兼業が四百六十七名であります。それから兼任の中の専業が三千七百八十七名、兼業が三十一名、こついつた内訳には相なつております。

○前田(榮)委員 地方教育委員会についてはあとにいたしますが、現在幼稚園の園児の取扱ひが、教師一人当り大體四・六くらいになつておるやうに私は聞いておるのであります。どのくらいであるか。それから四・四・六といふ数は、私の感覚からいいますと、非常に過重な数だと思ひます。これはおそれる文化国家として、列国のごうした実例等によりまして、多くて

三十人程度ではないかと思ふのであります。一人の教師が四十何人も取扱うといふやうなことで、はたして適当な園児の教育ができるかどうか。この点提案者はいかに考へになつておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○辻原委員 一学級当りの収容平均定員がどのくらいになつてゐるかというお尋ねであります。この点はお手元に文書にして差上げております。通由の説明の中にも述べております。平均でございまして、最高はそこにも述べたやうに、六十四名といふやうな、ちよつと想像のつかない非常に多数を収容してゐる、そういうクラス編成もあるものであります。そこで理想としては、どの程度の収容定員が望ましいかといふ問題であります。もちろんただその学級定員の理想の問題だけを上げますと、これはできるだけ少い方がよいといふふうに申し上げなければならぬかと思ひますが、制度といふものとマツチして考へますならば、現在の段階においてはやはり三十名から四十名程度、おそらく従来文部省が指導をして来ております学級定員の基準も、その辺にあると私は承知いたしておりますが、大体この程度が最も妥当ではないか、こついつたやうに考へます。

○前田(榮)委員 提案者は、幼稚園教員の給与等の改善を目途されておるやうであります。かりにさうだといふしますと、この一学級定員といふものが五千人とかいふやうな、過重な労働をしいるといふことは、劇務をさせておるといふことは、この幼稚園教育

というものの成果のためにも非常な障害であると同時に、これによつて給与の改善等も、実質的に考えなければならぬ点でありまして、大体今少い方がよろしい、まあ三十名ないし四十名程度の方がよろしい、こういうお説のようでありまして、そうだといたしまして、すなわち、なお一層そういう点に重点を置いて、本案を改正する場合においても考慮を払わなければならぬと思つておられますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○辻原委員 この法律の改正は、もつ

ばら給与費にあるのでありまして、給与費の負担を従来の市町村から、これを義務教育諸学校と同じように、都道府県の支弁に切りかえるための改正措置でありまして、もちろん提案趣旨にも述べました通りそういう幼稚園全般的の教育振興という面からも考慮をいたしました結果、まず第一に着手すべき問題がこの点にあるのじやなかろうか。平たく申しまして、町村ではこの公立幼稚園を持しまして、なかなか財政負担にたえない。そこで、俸給は何かの形において支払わなければならぬが、一応特別平衡交付金において従来見られておりましたので、ともかくとしてそれが手一ぱいでありまして、施設、設備の内容の充実ということは、どうしてもこの給与の負担から圧迫を受けて、おろそかになりがちであります。そこでこの町村の重い負担から、まず給与費をとりのけて、これを都道府県支弁とし、さらにこのことによつて義務教育諸学校と同じように、給与費は国庫負担の形において、国からの援助を与える、こういう

ようにすれば、勢いこの財政負担の軽くなつて来た町村の状態は施設、設備

の面に力が入れやすのではなからうか、そういうことで、この収容定員等も無理をしないでできる学校の校舎の施設というものも拡充して行く。もちろんそれだけではためでありまして、将来への考えをいたしましては、公立の義務教育諸学校ないしは高等学校に対する援助と同じような形で、これに対する国庫なり県なりの援助の方法を考慮して行く、こういうことも、これは次の段階の問題として考えておるのであります。

○前田(榮)委員 町村給与では非常に

低いために、教員が過重な労働をしいられ、低賃金で待遇を受けているという点を改善するというお話であります。が、そういうことであるといひます。現任の町村公立の幼稚園で全国的に見て低いところはどの程度だと御調査が行き届いて、さようなことをおつしやるのか、私立の幼稚園も相当差違ひたしておりますが、私立ではどの程度であるか、あるいは公立の幼稚園の給与は実際には全国で一番低いのか、どこにどの程度のものがあるのか、こういうことも等も調査ができて、その確実な調査に基づいて、こういう計画を立てられたのかどうか、この点をお聞かせ願ひたいと思つておられます。

○辻原委員 最も低い例をあげるとい

うお話であります。御指摘のよう、そういう点につきましても調査をいたしまして、その結果提案をいたしておるのであります。が、ただいま確実な数字を申し上げかねますので、これは資料によりまして後刻おわかりを

いただけるような方法をとりたい、かように考えます。

○前田(榮)委員 大体われ／＼も幼稚

園の給与の改善はもちろんのことで、できるだけ幼稚園の健全な発達を願うものでありまして、本案についてもその点はわれ／＼非常な敬意を払つてゐるわけでありまして。

それで私は元にもどりまして、この地方教育委員会については遺憾ながら提案者とは私は意見が違ふ点があるのではありません。地方教育委員会は、現状において町村委員会が非常に規模が小さいために、今文部省府政委員からの回答に接したように、兼務の教育委員を置かなければならない、あるいはまた教育長の資格についても、助役に兼務をさせなければならぬ点、これらはただ単に財政の規模の小さいためばかりでなしに、そういう人物を得られない地方があるということに、非常な現状にそぐわないところがあると思つて、その点は現在そういう点に重点を置かれて、かような任意設置を考えられたのかどうか、この点明確な御答弁を願ひたいと思つておられます。

○辻原委員 ただいまの点も昨日坂田

委員の御質問にお答えいたしておりましたが、もちろん非常に小規模の範囲で教育委員を選ばれ、ないしは教育長を選任したものでありますから、勢いそこに人物難——これは教育長の場合とはもちろんケースが違ひますし、同列には参りませんけれども、特に教育長の場合には一定の資格を免許法によつて要求されておりますので、この点はずでに各地で従来問題が出ましたように、その資格保持者がいない、たまにまゐりましても、人物的に教育長とし

ての職務に携わることが非常に不適当であるといつたような形で、いたし方なく、先ほど政府委員の方から説明のありましたように、町村助役と兼務をされている、そういう姿が実情でございします。でも、もちろんこの点も考慮いたしまして、少くとも教育長という非常に重要な職責を遂行している人が、兼任しないしは十分の資格について遺憾のない人が得られないというようなことは、これはまことに教育行政の上において支障を来たして参りますので、この点も重大な改正の理由としたのであります。申すまでもございしません。ただそのみが本改正案の理由ではなくして、そういうものを含みまして改正をいたしたということでございます。

○前田(榮)委員 もちろんそのみで

ないという点の一つといひました。は、学校職員の採用、交流の点という点、非常に重要な点だと思つておられます。それが現在の町村教育委員会、町村の地域的な関係から現在支障を来しておるとお考えになつておるかどうか。そうだといたしますならば、大体人口の数といひましては、現在の市は三万以上をもつてとなつておりますが、将来市町村制の改正の上に国会等で論議されておるのは、市は五万以上、こういうことも、相当有力に主張されておるのであります。が、大体五万くらいの都市の学校数、教員数というふうなものから経営規模を考えたときには、かなり人事の交流等も町村単位の現在から見ると、非常にやりよくなるのじやないかと思つておられますが、こういう程度に、ひとつ全面的に任意ということになしに、

—そういうことで、もし全国を五万の単位の市ということには、もちろん現在の行政上行きませんから、郡単位にするとか、あるいは地方事務所単位にするとか、行政区域そのままでやるということに行きませんから、教育区域としてそれを設定し、そこに教育委員会を設置する、こういうことが最も望ましい方法ではないかと思つておられますが、提案者はいかにお考えになつておられますか。

○辻原委員 ただいまの、一体どの程

度の規模がはたして適正であるかどうかという点につきましては、これは委員会が設置されました以来、町村教育委員会の問題が延期されて、やがて町村の教育委員会を設置するという段階になるならば、現行のような形であることは、ほぼ当時の経過から見ても、大多数はやはり不適当であるという考え方で、それ以上の規模という一応の最大公約的な考え方をもち、それを前提にいたしまして、ではそれから上の規模ならばどの程度が適当であらうかという点は、あるいは教育委員会制度協議会でありまして、あるいは地方制度調査会でありまして、か、こういうところでも論議があつたことを聞いておりますし、いろいろ／＼な説、いろいろ／＼な論が今日なされております。今お話のように、少くとも人口五万程度の都市、これが一つはその設置する単位になるのじやないか、あるいはそれよりももっと大きい十五万以上くらいのもので適当じやなかろうかというふうな形で論議が交されておりますが、いまだにこれに対する明確な統一された意見というものがどこからも出ておりませんし、また私たちも必ず

しもその程度で適當であるとはにわかには判断できかねる点もあるものであります。もちろんたとえば財政負担、こういった面から考へてみますならば、一応人口五万程度の都市であります場合は、比較的その面においては緩和され、容易であると思つておられますけれども、一歩人事行政、人事配置というやうな面におきましては、やはりたゞいまのような町村の規模、人口五万に切りました町村規模におきまして、その間における人事交流というものが依然としてしこりが残る、この点の改正はどうしてもやはりいまだ少く広域性を持たしめる必要があるのではなからうか、こういう点から私は先ほども將來にわたる人事行政の円滑化という面を考へました場合においては、都道府県単位にわたる人事行政が最も適當ではなからうか、それに自治法におきまして拮抗しておるこの五大都市、こういう所においては、これは都道府県と同じような一応規模を持つておると考へられますので、これはやはりそれと同様の取扱いが可能ではなからうか、こういうことでありますので、御指摘の御意見はわれ／＼も十分考慮いたした点でありますけれども、それではいいというふうには私どもにはちよつと判断がつかかねる点がありますので、この点はさうに申し上げる以外にないことを御了承願ひたいと思ひます。

○前田(榮)委員 提案者は国民を信頼して、国民の設置の意思に従うという方針のもとに、任意設置というお考えでできておるのではないかと思つてあります。そのことは民主主義の建前から最も正しいといわれておるので

あります。現行のやり方では現実には、財政面から、人事の交流面から、または教育長等の人物採用難等の点から、非常な弊害を現実に出しておるものであります。この点はむしろ提案者の任意設置論というものは、一つの現実即ち適當な方法だとも言われるのであります。ただここで提案者にお尋ね申し上げておきたいのは、そうだといたしますならば、一応現行の選挙によつて行われておるところの委員等もあるし、いろいろ／＼なことに考慮を払つて、任意によつて行くことになりまして、この任意に行う結果、この地域では不適當だ、この範圍の規模の小さいところではやめた方がよろしい、こういうところもあるでしょうが、そういうことで、實際においては半数残るか、あるいは三分の二残るか、三分の一になるか、そういうことは神ならぬ身のわからないことであります。かりにこれが多数残るといふことになりまして、任意に設置をさして、その運営がうまく行くという現象が現われたときには、府県単位等でこれをやつたがよろしいというあなたの理想とは反する結果にならうと思つておられますが、そういうことになつた場合にはどうお考えになりますか。その点も今のうちにお聞かせを願ひたいと思つてあります。

○辻原委員 將來の問題でありますので、そのときにどうするかという点については考へておりませんが、少くとも任意設置という方針でこの制度が実施されて、そうして大多数の地域住民の意向によつて、なおかつこれを置いた方がよいということになりました場合は、これはやはりおのずから違つて

ではないか。われ／＼の考え方は、たゞいま当該の地域住民の意見、あるいは市町村長等の意見、またはその他の輿論に徴してみても、やはり申し上げておきますやうな理由／＼な理由から、これを廢止しないのは任意設置としてもらいたいという意見が非常にあります。また教育委員会の制度といたしましても、それらの輿論がまことに的確であるとも考へて、かような改正をいたしておるのでありますから、法律がもし施行されて実行に移された場合には、その逆の結果が出る

とは私は考へておりませんので、やはりこれらの住民の意思にのつてつて、適當な規模でないところにおいてはこれを廢止して、その行政の權限を別の形において行うやうなことに相なるのではないか、かように考へておりますので、もしそれと逆の結果が出た場合にはどうするのだかというお尋ねについては、ただいま明確にお答えすることができません。しかしながらもしそういうことに相なりましたならば、やはり私はそれらの住民の意向というものを尊重して行かなければならぬ、かように考へておるのであります。いま少し申し上げると、ここで任意設置という限り、これは廢止する場合にも、住民の意向によつて、議会の議決で廢止して行く。同時にまたさらにその後、いろいろ／＼な条件がそろつてやうやうな場合におきましては、再びこれを設置する、いわゆる再設置をするということも、議会の議決で可能でありますので、その点はあくまで住民の意向、意思というものに即してこれを行う、こういう形にいたしておりますので、それらの点について

ては、さらに意思に反して強制をするというやうな考え方は持つておらないのであります。

○前田(榮)委員 最後にただ一点だけお尋ね申し上げておきますが、提案者は要するに、全般的に国民の意思に従うという謙讓な態度でありまして、私はその点はまったく敬服するに値するものだと思つておられます。ただ問題は、これが現在の市町村議会の議決に基いてということになりまして、はたしてその市町村議会の議決が市町村民全般の意思を円満に表現するかどうか、こういうことは大体そうならねばならぬ、そうあるべきことであることは間違いないのであります。が、御承知の通り、その市町村の重大な利害關係においては、全般投票に問うという形式等が採用されておるのであります。かような重要な存置をすべきか、廢止をすべきかというやうな点は、たとえば市町村警察を廢止する場合においても一般投票によつたわけでありまして、かようなことをただ市町村議会の議決によつてということでは、はたして今日の民情に即したことで行くかどうか。こういう点について十分御研究になつたことだらうと思つておられますが、むしろ一歩進んで一般投票によつてはいかかと思つておられます。これに關して提案者のお考えを承つておきたいと思つてあります。

○辻原委員 これについては二つの問題があると思ひます。一つは法律上の問題、一つは考へ方の問題、と申しますのは、さきにも申し上げましたやうに、公選で選ばれておる人の身分に關すること申しますか、いわばその身分を剝奪するのでありますから、そう

いつたことを、直接選挙で行われた公選の形をとらない、いわゆる代表の姿である議會で、はたしてこれをやり得るのかどうか、こういった問題が一つあると思ひます。いま一つは、法律問題ばかりにどうであらうと、一般住民が直接の責任で選挙したものを、今度はいわば間接の形で取消すというやうなことが、はたしてそれが民主的なやり方であらうかという問題であります。第一の法律的な問題は、いろいろ／＼立案の過程において研究いたしました結果、これは前例もあることであります。必ずしも法律上の、あるいは憲法上の問題にはならないという結論が出ておるのであります。第二の点は、これはいろいろ／＼論議もいたしましたし、あるいは直接選挙によつたのであるから、住民投票に移して、自治体警察のごとくその存廢を議するが適當であらう、こういうやうなことも考へたのでありますけれども、しかしながら再設置の問題も含んでおりますので、これはやはり一応議會という建前が、住民の意向を代表して重要な案件が決定されるということでありまして、限りにおいて、やはりそこでこれを取扱うということが、實際的に見まして、住民投票であるならば、形式的に非常にいひたてられますけれども、内容的には非常にこれは煩雜な問題も起きますし、かえつて混亂を生ずるやうな事態も予想されますので、これは議会の議決に移して、しかしながら一般議決の方法とは違つて、嚴格な議決の方法を採用する、こういうことにおいてその点をカバーし得るのではないかと、三分の二以上の多数ということにいた

したような次第でございます。

○辻委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 私は本日は時間もありませんし、しかもあとに質問をした方があるようでございますから、ごく基本的な問題についてだけ二、三御質問を申し上げます。

教育委員会の中でも、ことに地教委の問題については非常に心配しておるものでございますが、元来この地教委の生れた経緯が、たび／＼論議されまうように、何ゆえその必要があるかということがはつきりせずに設置されたものでございまして、その当時に設置しなければならぬという地方の立場からしますと、はたしてこれが恒久的に存在するものか非常に疑問でございまして、従いまして暫定的な気持でこれを設置し、しかもこれを充実するというような意図を持たずに今日まで来ておる傾向が多分にあるのでございます。しかし設置した以上は、これが及ぼすところの教育上の影響というものは非常に大きいものがあるものでございまして、存続するならば育成強化すべきであるということにつきましては、たび／＼大臣との問答等によつてなされたこととございまして、大臣はその都度育成強化する、こういうふうなこの委員会でもたび／＼申しておられるのであります。しかしその育成強化なる事実というものが、昨日衆議院を通りました来年度予算の中にも見られないという事実を考えますときに、地教委の前途というものに對しましては、まことに憂慮しなければならぬものがあるものでございまして、たゞ／＼政府から提案されました今回の重要法案であります教育

二法案を考えますときに、財政的な措置をして、あるいは制度の改革を行つて、地教委の実質的な育成強化をするというふうな態度よりは、むしろこの二つの法律が持つておりますものは、いよいよ地教委によつてこれを監視、監督せよというふうな、そういう方面の権利を与えて、地教委を強化するといふような方面に文部大臣は力を注いでおつて、われ／＼の希望するような面の育成強化をはからぬではないか、こういう誤解を生れるような状態でございます。当然教育委員会の実体を考えたときに、何らかこれに對する適切な法的改正を行つて、その育成をはかる、あるいはこれが処置をはからなければならぬというところでありまして、こういう法案があつたから提案されたことはまことに妥当と私は考えるのでございます。そこで現在の地教委の実体についてどういふ御検討をなされておるかというところを、この際お聞きしたいのでございまして、先ほど申しましたように、これはやがては廃止されるのであろう、しかも今回のように、選挙が当然本年行われなければならぬのを二年延ばすというふうな意向が政府にあるやに聞かれましたが、こういうことではいよいよもつて地教委の充実強化に對しては、町村当局等は熱意を欠くわけでございます。従つてこれに對するところの財源措置あるいはこれを構成するところの人間の選任等にも熱意が欠けておつて、最近とかく聞くのであります。こういう財政的にむだなものをいつまでも存続するよりも、かえつて町村当局にこの教育権を移管して、こういうものは廃止してし

まといふ意向さえ出ているのでございまして、こういう点につきましてはどういふ御検討をなさつておるか。それから教育委員会自体におきましてはやはり同じような、確たる信念のない立場に立つておられるのでございまして、しかし何とかして自分たちの存在価値をつくらなければならぬといふことで、この人たちが最初に考えたことは、地教委の使命は学校教育もさることながら、今まで教育行政で最も欠点とされておつたところは社会教育である。社会教育は、これはいまさら私が申し上げるまでもなく地教委の諸君も、非常に社会の道義が頽落しておるとか、あるいはその他青少年の犯罪等の問題で非常な心配をしておるものでございまして、そこでこういう人たちが社会教育を行おうとしまして、實際当局がそういう考えを持ち、あるいはこれを生んだ責任を持つ国会がまたそういう態度でございまして、考えようとしてもそれが実行に移すことができないといふような点から、非常にこの人たちは困つておられる。従つてそれがいろいろ人事等の面において、その存在価値を喪失しようとして、昨年の暮れあたり全国的にいろいろ問題が起きたことも聞いておるのでございまして、教育委員会自体におきましても非常な不満を持つておる。また教職員の立場からしまして、この教育委員会に對しましてはいろいろ意見があるやに聞いておるのでございまして、教育委員会に對するところの見解というものはさまざまであり、その中に今運営されておるのでございまして、おそろくこういう点をつぶさに御

検討の上で法案提出になつたと思ひますが、御見解をなるべく詳細にお伺いしたいと思ふのであります。

○辻委員長 地方教育委員会の実体についてどういふ御検討して本改正案を提出したのか、詳細にその説明をせよといふことでありますので、若干時間をとりまして申し上げますが、まず御指摘のありましたように、この地方教育委員会をつつたものの、實際の運営におきましては、第一番に財政がそれに伴なわなかつた、これは昨日も申し上げましたが、御説明申し上げますまでもなく、できました当初は国庫の平衡交付金がわずかに十億程度の援助しか組まれておらなかつたというやうなことから、その後のこの財政に對する市町村の要望といふものはまことに熾烈なものがあつたのでありますけれども、今日に至るも、ただ当時予算に計上いたしましたものを平年化して計上しておるにすぎませんので、町村に對して、この教育委員会が教育委員会のだけの財政措置を与えておるという点には相なつておらないのであります。その証拠には、各地の教育委員会の実情を、都市を除きまして見ました場合、町村に行きまして、あるいは事務局の問題あるいは指導主事その他に對する取扱ひの問題、これらを検討いたしましたけれども、まず事務局には教育長がおりますけれども、さきにも申し上げましたように、これは助役との兼任という姿が多いのであります。現在教育行政を専任してやるといふ姿は、小さな町村に参りました場合には非常に少い。さらにこれを補佐する指導主事その他事務局関係は、村に参ります

と大体一、二名程度くらいしか専任しておらない。こういう姿でありますので、それらの当該教育委員会は、何とかしてその予算を獲得したい、あるいはもう少し事務局等の整備もいたしたいといふことで、いろいろ村と折衝をやつておるようであります。ところが村の方は、それらの要望をいれる場合には、村役場が二つでござるだらうといふやうな形で、とても財政の負担に耐えられないといふことで、その教育委員会の予算要求を拒否して、そこに一つの摩擦が生じており、いまだにその相なつております。そういう予算の面から、当該市町村長あたりは、結局置けば必ず予算がだん／＼と膨脹して来るし、また置いた以上何と内容も充実しなければいかぬ。しかしながらそれに足るだけのいわば行政が存在するか、平たく言えば、それだけの価値があるかといふやうな点で、結局金を出しても、町村でそれだけのことをやらなければ、必ずしも教育行政が成り立つて行かないといふことではないのだから、いつそそれよりもこの教育委員会といふものを廃止して、従来町村が負担をしておつた、あるいは建築その他の問題だけに限定して、一般教育行政といふものは別な形でやつた方がいんじやなかるうか、その方がむしろ村全体の行政としてもスムーズだ、こういうふうな非常に強固な地方の市町村長あたりの意見が集約されておる、かように考えておるのであります。ところがそれらの意見の中にはいろいろありまして、結局廃止をして、ではどうするかといふときに、一つの意見と

いたしましては、これをもう少し広域性のあるものとしてやつたがよろしい、いわゆる教育委員会制度をもう少し改めてやるという意見と、いま一つは、教育委員会というものはもういい、そうして、その権限は町村長に譲つてもらいたい、こういう意見の二つがあるようであります。ところがこうした権限問題というのは、われわれが判断をする場合に、教育行政としてそれによつて云々するということは必ずしも適当ではありませんが、それらの点につきましても意見はいろいろ聞いても見ましたし、調査もいたしておりますけれども、われわれの考えをいいたしましては、やはり教育行政を最も円滑に、しかもその目的である民主的な運営という立場から考えました場合に、町村長の中の一部が言われておられますように、その権限を町村長にすべてゆだねるということには必ずしも同意いたしたくない点があるのではありません。この点についての心理状態はわかりませんが、これによつて教育行政が現在よりもよりスムーズに、より民主的に行けるとは考えられない点もありませんので、やはり依然として教育委員会そのものはこれを存続して行くという基本に立たざるを得ないと思ふのであります。

ただいまは主として財政問題について申し上げましたが、次に人事行政の面でございます。ただいまはすでに人事配置を行う段階に入つておりますが、各地での様子を聞いてみますとどういうことに相なつておるか。これは昨日も申し上げましたが、やはりそれぞれの町村で任命をいたしておりますので、結局地域の便利のところ、あ

るいは文化的なところには比較的に希望者もありませんし専任が得やすいところがある土地やあるいは文化程度の比較的高いところ、山間僻地のようないは端的に言つて、山間僻地のような住むのに非常に不便が伴う地域、こういうところにはどうしても志願者が少い。またその土地で教員を充足することも不可能である。これを従来の広い範囲の地域で行う場合におきましては、その調整が比較的スムーズに参りました。しかしながら、個々独立をいたしてそれ／＼任命命令をいたしておられますから、結局当該委員会同士の話し合いによらなければその人事の配置が進まない。その場合に、都市の教育委員会が農村あるいは山村に対する人事配置について協力をしない、なか／＼その間の折衝が円滑に行かない。結局都市の方は教員を得やすいけれども、山間の方においては資格その他において比較的低い教員の確保しかできない、こういうような不便が起つておるのであります。これらの点、人事行政としては非常に困つた問題でありますから、その解決をつけるためにも、どうしても早くこの小さな範囲での人事行政を改めて行く必要があるのではないか、かように考えておる次第であります。その他いろいろ理由があります。大体大きくは財政面、それからこの人事行政の問題が最も難点であることを申し上げまして、お答えをいたしたいと思ひます。

○小林(信)委員　そこで問題になりますのは、任意設置のことです。今の財政的な面から考えますと、地方財政必ずしもゆたかでない。どつちかと申しますと破綻の危機にあるよ

うな状態のときに、一方において、相当年限は経ておりますけれども、希望するようになつて施設が充実しておらない状態にあるのでございます。この教育委員会を置くために相当な経費がかかつて、しかも役場が二つあるというふうな感まで抱かせる状態であり、国家財政も困難な状態であるし、またときには、任意設置ではなくて、財政的な面からすれば、やはり私は従来の県教委に一切権限をゆだねて廃止したかどうか、こういう考えも私だけでなくて、地方では相当に持つておるのでございます。

○辻原委員　先ほども前田委員の御質問にたいしては、先ほども規模の点について申し上げましたが、かように考えておる次第であります。その他いろいろ理由があります。大体大きくは財政面、それからこの人事行政の問題が最も難点であることを申し上げまして、お答えをいたしたいと思ひます。

間に対してお答えをいたしました。いろいろ／＼な例をあげて考えますと、教育委員会とは限らず、ずっと従来の日本の教育行政制度をながめて参りました場合に、大抵都道府県の範囲ぐらゐの、特にこれは人事行政とかその他研究でありますとか、あるいは指導の面、こういった点について、義務教育においては、一応その程度の規模においてやることの方が、人事も円滑に行き、しかも指導内容等におきまして、これは適当である。従来の何から見ても、その点に關する限りはあまり一般の批判もなければ、それに対する欠点というものは、教育行政については大きくは見出せなかつた。従つて、都道府県教育委員会に移すという点もこれは当然考えられるわけであります。しかしながら、現在すでに制度が実施されておまして、しかもこれが教育委員会という形で公選により選任されておるといふ点を考えます場合に、ただちにそれらを全部廃止をして都道府県に一挙に移すということは、やや現実の面において無理が生ずるのじやなからうかと考えまして、その点についてはやはり任意に設置した方がよいのじやないかというところを考えた点が一点でございます。

いま一つは、先ほども規模の点について申し上げましたが、かように考えておる次第であります。その他いろいろ理由があります。大体大きくは財政面、それからこの人事行政の問題が最も難点であることを申し上げまして、お答えをいたしたいと思ひます。

三千程度の村の教育委員会という／＼でございます。従つてその中にはかつて義務設置でなかつた当時におきまして、義務設置のためだといふ考え方で、義務設置に先立つて設置したところがあるが、その他の各県に見られておりますが、そうした教育に対して非常に熱心な町村、あるいは／＼な町村教育委員会の欠陥というものをある程度住民の努力によつて克服して、将来にわたつてなお存置して行きたいという強い希望を持つておる町村、またかなりの実績もあげておるというところ、この教育に対する関心、教育に対する協力というものは無視できないと私は存じますので、こういう点も考慮いたしまして、そうした人々にさらに大きく教育行政の全般的な円滑化に協力をしていただけたらというふうな段階になつて参ります。一応やはり任意設置にして、住民の期待に沿うべきじやないかというふうな考えが第二の点であります。従つてここに任意設置として、あくまでも無理押しをしない。無理やりこれを義務設置にしたり、無理やりこれを廃止してしまつたりするということ、教育は住民の意向によつてやらなければならぬという建前から見ますと、どうしてもそういうことは避けるべきではない問題である、かように考えますので、ここに任意設置として、また、先ほど申し上げましたように、再設置も可能となるような形にいたしましたのでございます。

○小林(信)委員　もう一つだけお伺いして、逐条的なものにつきましてはまたいづれお伺いたしますが、第五條の第二項を加える箇所におきまして、

その経費は当該都道府県の負担とする
ということがあります。つまり、先ほ
ど提案者が申されましたように、教育
委員会のこの法案を履行するには経費
の問題を最も重視されているようでござ
います。この二項にもその点がや
や明らかになつてはおりますが、そ
ういう意味かどうかをお尋ねするわけ
でございまして、「第六条中「及びそ
の所掌」を「その他の地方公共団体の
教育に関する事務」に改める」とあり
ますが、そうしますと、この法案改
正によりまして町村の負担というものを
相当軽減して、国あるいは県の負担
にその運営の費用をまかせよう、こ
ういふふうなお考えがあるのかどうか、
それだけお伺いいたします。

○辻原委員 時間も非常に切迫いたし
ておりますから簡単に御説明申し上げ
ます。

ただいまの御質問にありました第五
条の二項をつけ加えました趣旨は、御
指摘のありましたように、市町村負担
という形におきましては、やはり教育
行政が非常に金がかかり過ぎるとい
つたような一つの悪い傾向を生ずる危
険があります。また現在の町村の財
政状態から考えましても、これらの経費
をそのまゝの形で町村に負担せしめて
おくというところは、きわめて不適当であ
るといふことを考えましたので、教育
事務執行に要する経費はこれを都道府
県の負担にするというふうな、特にこ
の一項をつけ加えまして、町村の財政
負担の非常に過重せられておる現在の
状態から少しでもそういう点について
軽減せしめたい、こういうような趣旨
でございます。

○辻委員長 松平忠久君。

○松平委員 この地教委の任意設置の
法律案に關して若干御質問申し上げま
す。

現在、県教委と地教委のこの二つの
機関を比べてみると、県教委の方は割
合にうまく行つてゐるが、地教委の方
はまことにうまく行つておらぬ、こ
ういふのがこの地方を見てもわかる通
りの現象なんでありまして。この地教委
がうまく行つておらぬということの原
因は、おそらく、だれもが考えるよう
に、財政の問題ということもありま
すけれども、もう一つは、自分の管轄す
るところの学校が少な過ぎるというこ
とが一つの大きな不満となつており、
これがまたこの地教委がどういふこと
をしていいかということについて困つ
ておるような状況でないか、と言いま
すのは、この前の地教委の選挙が行わ
れたときにおいて、ほとんどがみな出
し抜けでびつくりしてしまつたとい
うようなこともあつたわけですが、い
よいよ地方教育委員会というものを成
立させてみると、自分の方の管轄の学
校というものが各村において少い。ほ
とんど一校か二校というふうな小さい
ものであつて、しかもその権限は法律
上明確であるけれども、實際な選挙で
あつたために、大体協議会において県
教委の方への権限を委任しておると
いふような地方も相当多いのです。従
つて月一回の会合というときにおいて
も、与えられた権限内において、しか
も委任してあと残された権限内におい
ていふ／＼学校行政をやつて行くとい
う場合において仕事が少ない。そういう
ところに今日地教委が非常に不満を持
つてゐるのじやないか、こういうふう
に私は思うのです。従つてその不満を

緩和するためにどういふことをやつて
いるかというところ、不満を緩和するた
めに、ある者はきわめて不熱心、言いか
えれば、せつかく選挙によつて出て来
なければ、自分の任務を全うするの
にきわめて不熱心になるといふ一つの
傾向がある。同時にある一部の者は、
逆に不熱心ではなくて、事務干渉をし
て来る。つまり教育長のやるべきこと
あるいは管理主事、指導主事のやるべ
きことを教育委員会が出て来まして、
そうしてかつてに事務をやつて行くこ
ういふ弊害があるわけですね。従つて一
部においては非常に不熱心になるとい
う教育委員があるかと思つて、一部に
おいては極めて熱心になつて、そうし
ては極端に熱心になつて、そうして
事務当局のやることを自分でやつて行
く。その結果そこに教育ボスというボ
ス化が出て来る。従つてそこに、人事
の異動にしてもあるいは研修の問題に
しても、彼らが越権的な行為をして来
る。これが今日地方に見る一般の地方
教育委員会の実情ではないか。もちろ
んいいのもありますけれども、小さい
ところへ行くとどういふ現象がある
わけでありまして。従つてこれを除去し
て行かなければならぬ、こういうふう
に思われるわけであつて、従つて本
法案に私は賛成なんですけれども、提
案者は、教育委員会のボス化について
きのう若干触れられましたけれども、
地方教育委員会の弊害というところ
もあれば、悪いところもあるわけであ
が、今日これが弊害というところにつ
いて、教育行政にどういふような影響
が及ぼしておるか、それについて御調
査があつたかどうかというところを、あ
つたすればどういふような具体的な

弊害があつたかということについて知
つておられるなら御答弁願ひたいと思
うのです。

○辻原委員 教育委員の職務権限
から、これがボス化する傾向があるとい
うことは昨日も私は申し上げたので
すが、確かにその点はいろ／＼な実例
からうかがえるのでありまして、そう
いふ点についての実例の一、二を申し
上げますと、たとえば松平さんの方
から御指摘のありましたように、教育委
員がなまけてやらない、その反対に非
常に熱心になり過ぎて越権したをや
つておる。私が調査した範囲で、非常
に困つた問題だと特に教職員あたり
から訴えられた問題は、連日教育委員
ともかく学校にやつて来て、そうして
職員室に居すわつて、女の先生なり
あるいは若い先生あたりをあごで使つ
たり、あるいは茶くみをさせたり、そ
うやつてともかくあたかも教職員に
対しては絶対権限を持つてゐるかのこ
とをふるまいをして、そのために非常
にきつ／＼な苦情を聞いたことがあ
ります。そういう点は確かに私
一つの例であらうと思ひます。もち
ろんそういうことは全般とは申しませ
んけれども、總体的にいひまして、こ
のことは今日の地教委制度とかつての
視学制度とを考へてみますと、い
ゆる非常に強大な権限を教職員の最も
近い立場に置かしますと、その点が
一面においてはそういう人たちのボ
スのために圧迫を受け、同時にその
とが教員をして非常に卑屈な立場を
とらしめ、そうでなければ自分の地位
というものが安定して行かないといふ
うなことで、非常に学校の運営にさし

つかえる。あるいはいま一つのそうし
た例を申し上げますと、すべての事
柄についてことごとく校長に干渉す
る。これは私は教育委員会制度をは
き違えた理解の行き届かない教育委員
がおつた例であらうと思ひますが、少
くとも教育委員会がやる学校に對する
権限は教育委員会として成り立つてお
るのでありまして、教育委員個人につ
いては人事権限をどうすることも、何
も本質的には持つていないのであり
まして、たま／＼そういうふうな誤
つた教育委員が、あたかも自分が教育
委員会を代表するかのとき考へ方を
持つて、そうしてたとえは正当な機会
における教員の人事、配置異動とい
うような問題に限らず、平常において
この教員は不適格であるから何とか
というふうない／＼／＼な意見を持ち
込んで来たり、きよ／＼の授業
はいけなかつたからこれはけしからぬ
ということまで絶えず干渉する。その
ことはもちろん一つの批判として聞
くべき点がありまして、これが教
育委員会という立場においてやられる
限りにおいては、非常に学校運営と
しては困る問題である。一種の権力
による干渉というふうな理解せざる
を得ない。そういう例が一、二にとど
まないのでありまして、このことは、
やばい現行の町村教育委員会の一つ
の傾向として、また当然今後も予想
されるべき傾向としてわれ／＼は重大
な関心を持つておるのであります。そ
の他極端な／＼な思想的な弾圧の問題
とかありますけれども、それらはまた
別の際に御説明申し上げるといたしま
して、そつ／＼つたようなきわめて卑

な例がたくさん繰り出たしてあるのであります。

○松平委員 私どもも地方におきましてそういうような事例をときどき見聞するわけでありまして。これはひつきよするのには、その教育委員の人格というか、能力というか、そういうものにもよると思います。思いますけれども、一つにはとにかく教育委員の仕事が少な過ぎる、管轄するところの行政があまりに小さ過ぎるということが一番大きな原因ではなからうか、その結果ある者は非常に怠慢になるし、ある者は極端に熱心になつて事務干渉をするというふうに考えられるわけでありまして。そこでお尋ねしたいと思うのですが、今日地方における一つの傾向としては、町村合併ということもありまして、町村合併に先がけて行われておる現象は、組合立中学あるいは小学、組合立の学校に移行して行く傾向が非常に濃厚になつて来ておるわけでありまして。交通の発達等のためから、もう一つは財政、もう一つは学校教育の向上というものがどこにも非常に出て来ておる。従つてこの組合立をしたところにおいては組合立中学ができるわけでありまして、今度は一部組合立の教育委員会というものができてくればならぬというふうなことになるのであります。そこでお尋ねしたいと思うのですが、組合立の方にお尋ねしたいのですが、組合立の中学とか、組合立の小学校とか、こういうものは一体現在どの程度までおるかということ、それから文部省の方針というものは、組合立の学校を助長させて行く、そういう方針をおと

りになつておるかどうか。これはおそらく各都道府県におきましては、町村の合併に伴つて、あるいは町村の合併に先がけて、町村の合併が非常に困難であるという場合には、せめて学校だけでも組合立にして行きたい、こういう傾向が顕著であります。従つて各都道府県においても、町村合併促進法に關連して、組合立の学校を助長して行くという方針を大体としておるが、これに對して文部省側はどういうような方針をとつておるのか。これはこの教育委員会の任意設置の法案に非常に關係が深いと思ひますので、この点について御答弁をお願いしたいと思うのであります。

「文部省はどうした、おらぬじやないか」と呼ぶ者あり

○辻委員長 文部省はおられませんから、後刻御答弁願うことにいたします。

○松平委員 それでは今のはあとで御答を願うことにいたしますが、これももし提案者が知つておれば御答を願うたいのですが、知らなければ文部省當局からお答を願ひたいと思ひます。それは地方教育委員会の事務を県教委に對して委任してやつておるところが非常に多い。これは現行法によりまして、協議会等をつくつて話し合ひの上でそういうことをやつておる。そこで大体の傾向として、地方教育委員会

の権限の一部を県教委にかつてやつてもらうという話し合ひでやつておる傾向が非常に多いわけでありまして、けれども、それらのことについて、大体の各府県等の実情等がおわかりになるならば教へていただきたい。これは任意設置ときわめて重大な關係があるのでは

ないか。今まで持つておる自分の権限そのものを県教委に委任してやつてもらう、こういう傾向にあるわけでありまして、非常に關係が深いので、この点もし提案者において、それらのこともある程度御調査に相なつたとするならばこれを伺ひたい。

○辻原委員 お答えいたします前に、先ほどの小林委員の御質問について若干訂正をいたしておきます。それは小林委員の御質問が、改正法案の第五条についてというふうな私受取つたものであります。第六條の改正であつたというふうなあとで聞きまして、これは教育委員会を廃止いたしました場合に、その当該町村には教育委員会がございせんから、その管理する職務権限は都道府県の教育委員会に移管せられる、こういうことになりましたから、従つてその経費は都道府県に移管をする、こういうふうな改正をいたしておるのであります。

次にただいまの松平委員の御質問でございますが、確かに各地におきましては、いろいろの方法でもつてこの人事の隘路を打開する努力をいたしておられます。今どの県が、またどの地方が、どの村がどういふふうなやり方をやつておるかというところは、申し上げるわけには行きませんが、後刻この点は資料をもつてお答えしたいと思ひますが、總體的に申し上げて、都道府県に話し合ひの上で移管しておる、こういうところが相当数ございまして、どこどこであるかといつたようなことにつきましては一応の参考になる資料は、今申し上げましたように、ただいま持つておりませんので、後刻お答えをいたしたいと思ひます。

○松平委員 先ほど申しましたように、今日の傾向として、組合立の学校に移行して行くということ、それから現在ある地教委の、現行法に基く権限の一部というか、ことに人事に關して、県教委に事実上これを委任していろいろな傾向が相当多いわけでありまして。従つてそういう傾向こそは、これは結局今日の教育行政というものを概観するのには、小さな地方にこれをまかせておくというふうなことはなく、さらにこれを大きな範圍に拡大して行かなければならぬということが、教育行政もまたほかの行政とともに、そういうあり方になるべきだ、こういうふうに見られるわけでありまして。ところがきのうのうたの質問でしたか、この法案を出した場合においては、著しく地方分権、ことに教育の地方分権を破壊する。そして教育の中央集権とまでは行かなくても、県への集権というものであつて、民主主義的教育制度を逆行させるものだといふような御意見があつたわけでありまして。提案者は一体この地方分権を破壊するといふやうな、そういう懸念をお持ちになつておるかどうか、あるいは全然地方分権を破壊するといふやうな懸念はないといふ確信をお持ちになつておるかどうか、もし地方分権を破壊するのではな

いといふことであるならば、その理由をはつきりさせていただきたいと思ひます。

○辻原委員 再三申し上げておりますように、結論的に申しまして、地方分権の制度なり精神を破壊もしくは否定するといふことは、絶対あり得ないといふことを確信いたしております。むしろこの改正によりまして、日本の現

状といふものと地方分権の本来の精神といふものが、完全にマッチするものであるから、なおこの地方分権の精神が、よりよく生かされるというふうな私たちは考へておるのであります。その理由は、地方分権を否定するといふ考え方で申される人々の意見は、町村よりも広くなれば、これはだん／＼大きくなつて國に近づく、だから地方分権の制度を否定しているものじやないか、こういうふうな申されるのであります。したが、少くともわれ／＼は、國と地方の關係といふものは、これは都道府県を単位としたしまして、これを總稱して一つの地方、地方行政といふふうな考へ、またその地方行政の末端が町村であることは当然でありますけれども、その範圍における行政といふものは、これはあくまで地方分権の精神によつてやられておるべきで、また法的にもその通りでございますので、その範圍において、とり行行政といふものは、何らこれは地方分権の制度に反するものでもなければ、それを否定するものでもあり得ないと思ひます。しかもまた御承知のごとく、先ほど御指摘のありました、分権制度に名をかりまして、形式的なシステムをあてがいます場合においては、逆に——地方分権といふことと民主主義といふことは、少くともいふことでなければならぬと思ひますが、その場合にボスの傾向がその制度の中に、またその制度の根源に存在するものならば、これは民主主義に反するものでありまして、それは形式的に分権制度でありまして、決して本来の意味における分権制度ではないといふふうにも考えられますから、ただいまの町村教育委

員会等につきまして、今申しましたようないろ／＼な欠陥、民主主義に反するような傾向が、一つの根源として存在いたしておりますのを認める場合、やはりそれを除去するための方策として、これを広域性を持つて行くための、本提案のごとき措置がとられるならば、さらにそうした弊害が除去せられて、完全な民主主義が施行され、その上に乗った地方分権制度が促進されて行くということになつて参りますから、われ／＼として、これは決して分権の制度に反するものではないことを確信いたしておるのであります。

○松平委員 文部省の方にもう一つ調査事項があります。それはこの地方教育委員会の一部事務組合をやつていける町村が、全国で相当数に上つていやせぬかと思うのです。この一部事務組合をやつていける数を文部省において調べておられるならば、それもあわせて御報告いただきたいと思ひます。

そこでお尋ねしたいのは、すでに各都道府県——おそらくこれは政府の方針もそうであらうと思うのですが、その地域に即した教育を行うのに、地域の範囲を拡大するという傾向は、今日どこにも見られるわけでありませう。従つてこの教育委員会自体も、任意設置ではあるけれども、これを一部組合の方に漸次移行して行くことを奨励して行くべきではないか、こういう私個人の意見を持つておるわけでありませう。あるいはこの提案の趣旨とは、その理想において若干遠うかもしれませうが、そこに行く一つの過程として、教育委員会の一部組合を奨励して行く、そういうような趣旨を本案の中にもあるいは盛つた方がよいのではないかと

いう感を持たしておるわけでありませうけれども、この一部事務組合の奨励ということについて、提案者はどういふふうにお考えになつてゐるか、お伺ひしたいと思ひます。

○辻原委員 それらの点につきましては、いろいろ検討いたしました。一部事務組合といふのは、教育委員会の構成にかかわらず、従来いろいろ／＼な形で、たとえば学校で申し上げますと、特に新制中学の設立にあつて、一部事務組合をつくつて運営して行くというふうな心組みもありましたし、かつて青年学校が設けられました場合にもそういう心組みでやられました。しかしそれはいろいろ結果的に見まして、好成績であつたとは言われぬのであります。と申しますのは、一部事務組合と申しましても、結局町村——町村と申しますよりも、ずっと一つのそれ／＼の長い間の伝統から育つております地域的感情というものが、この事務組合にも反映している、一つとつてみても、学校の校舎の問題では、なか／＼きめかねる。特に公選制度によつてその一部事務組合の範囲内で委員を選任したという事になつて、当然ここに委員の争奪戦が町村から巻き起されて、あるいは予算の支出がそれ／＼の当刻町村の負担にかかつて、事務組合に懸出されるというふうなことになる、こういう点についてはいわゆる分配、配分、分相というふうな点においてスムーズに行くかどうかという点を考えましたならば、過去の例、経験に徴します場合には、必ずしもこれは良策ではない。もちろんお話のように、一つの単位とし

て広域性を持たせるといふ面においては、確かに利点があるわけでありませうが、それとは別な観点における今申しましたような欠陥が、この事務組合制度の中に生まれるということをおぼたては考えております。これは単に教育委員会のみならず、あるいはたゞいま問題になつておる警察法等のいわゆる自治体警察をどう設置するかというふうな問題の中におきましても、ある意見としては、そういう町村を若干統合した形における組合をつくつてはどうだといふような議論が起つておつたことを私も承知いたしてありますが、それらも同様、やはり運営上非常に困る点が出て来るんじゃないやなからうか、こういう点において、事務組合の設置といふことはやはり難点があるんじゃないやなからうか、かように考えておるのであります。

○松平委員 最後に一つお尋ねしたいと思ふのですが、本案の提案が何か党利党略に出ておるといふようなことがきくの問題になつたわけでありませう。私自身としてはそういう気持は持つておらぬわけですが、言いかえれば、この法案で任意設置といふことになれば、組合活動が有利になつて、共産党のフラク活動も従つて有利になる。従つてそれを除去するといふか、押えるためには、むしろ地教委を強化して行かなければならぬといふことを言われおつた。自由党の諸君は、地教委を強化して行くといふことの方針であるやうであります。地教委を強化するといふこと、すなわちフラク活動を阻害し、組合の活動を制限して行くといふことを、逆説的に言へば、そういうことをみずから認められて、ああい

御発言をなさつたんじゃないかと思ふのであります。提案者は、これを一体どういふふうな考へておるか、少くとも社会党の、あるいは日教組の活動を便利にするといふような考へで、こういうものを提案しておるのかどうか。その点きわめて重大な問題だと思ふのです。教育自体は国民の教育であるわけであつて、従つてこれは党利党略といふことからはかる法案の提出の意図が若干でもあるとするならば、その点きわめて問題だと思ふのですが、その点について明確なる見解をお述べになつていただきたいと思ひます。

○辻原委員 いろいろの問題について現職にある教職員の方々が、いろいろ／＼希望を述べられております。私たちもそういう希望を直接受けております。特に教育委員会の制度につきましては、これらの教職員の方々あるいは町村の方々は非常に具体的に問題を指摘されて、これの改正を要望いたしておられます。こういう点でありまして、決して一、二の政党的利害がどうであるとかどうであるとかいふふうな問題とは、全然かわりがない、かようにいつきり断言をいたしたいのであります。同時にこの経過を今日まで見て参りますと、つくつた結果からいろいろなことごとりとさされるのでありますけれども、この問題を本質的にどうするか、どうしないかの議論の過程におきましては、それ／＼これは政党政派を越えた問題として論議せられましたことは御承知の通りでありまして、先般の十五国会においては、同様の考へ方で改進黨の提案もあつたことを考へてみますと、決してさうな趣旨に出たものではないのであります。

あるいはさらにこの改正案に対して、異論を唱えられる方々の御意見の中に、こうしておいた方が、今松平委員のお話のありましたように、共産党のフラク活動に対処するいい方法じゃないかといふふうなことで、町村教育委員会の存在価値があるといふようなことを若干申されておつたやうであります。が、個人的見解にわたりますけれども、私はそれはまったく逆ではないかと思ひます。と申しますのは、共産党の戦術、戦術をいろいろ／＼見てみますと、結局最も近い権力に対する権力闘争といふものが基点になつて出発しておる。それを考えました場合に、いわゆる町村教育委員会に主たる権限が存在するとなれば、その地域活動と申しますか、地域における闘争と申しますか、そうした点がよりよく効果的に行い得るということが、この町村教育委員会の存在によつて、非常に価値づけられて参ると私は考へるのであります。現実にはそういう問題が起るなればよろしいけれども、そういう問題がかりに起つたといふましたならば、それはかえつて町村教育委員会がしかれたために、権力がその地域に固着されたためである。かように判断せざるを得ないのであります。

午後五時十二分散会

昭和二十九年三月十日印刷

昭和二十九年三月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局